高等学校学習指導要領解説 福祉編

平成30年7月

文 部 科 学 省

目 次

第1章	総 説 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第1節	改訂の経緯及び基本方針・・・・・・・・・1
1 i	改訂の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2 i	改訂の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第2節	福祉科改訂の趣旨及び要点 6
1	福祉科改訂の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2	福祉科改訂の要点10
第3節	福祉科の目標・・・・・・・・・・・・12
第4節	福祉科の内容構成・・・・・・・・・・・15
	科目構成
2	分野構成 15
第2章	福祉科の各科目・・・・・・・・・・・・・16
第1節	社会福祉基礎 · · · · · · · · 16
第1	目標
第 2	内容とその取扱い・・・・・・ 16
1	内容の構成及び取扱い・・・・・・16
2	内容 · · · · · · · · 17
第2節	介護福祉基礎 · · · · · · · 23
第1	目標 · · · · · · · · · · · 23
第 2	内容とその取扱い・・・・・・・23
1	内容の構成及び取扱い・・・・・・・・・・23
2	内容 · · · · · · · · · 24
第3節	コミュニケーション技術・・・・・・・・・30
第1	目標 · · · · · · · · 30
第 2	内容とその取扱い・・・・・・30
1	内容の構成及び取扱い・・・・・・・30
2	内容 · · · · · · · 31
第4節	生活支援技術 · · · · · · 35
第 1	目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · 35
第 2	内容とその取扱い・・・・・・・35
1	内容の構成及び取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・35
2	内容 · · · · · · · · · 37
第5節	介護過程 · · · · · · · · · · · · 44
第1	目標 · · · · · · · · · · · · · · · · 44
第 2	内容とその取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
1	内容の構成及び取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

2	内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	45
第6節	i 介護総合演習 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51
第1	目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51
第 2	内容とその取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
1	内容の構成及び取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
2	内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53
第7節	i 介護実習 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
第1	目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
第2	内容とその取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
1	内容の構成及び取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
2	内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	57
第8節	i こころとからだの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
第1	目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	60
第2	内容とその取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
1	内容の構成及び取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
2	内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	61
第9節	i 福祉情報 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	69
第1	目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	69
第2	内容とその取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
1	内容の構成及び取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
2	内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	70
第3章	各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
第1節	i 指導計画の作成に当たっての配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
1	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
2	原則履修科目 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	76
3	実験・実習に配当する授業時数の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
4	プライバシー保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
5	地域や産業界等との連携・交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
6	障害のある生徒などへの指導上の配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
第2節	i 内容の取扱いに当たっての配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
1	言語活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
2	コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
第3節	i 実験・実習の実施に当たっての配慮事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	81
第4節	i 総則に関する事項 ······	82
1	道徳教育との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
2	専門教科・科目の標準単位数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
3	学校設定科目 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	83
4	専門学科における各教科・科目の履修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83

5	職業教育を主とする専門学科における配慮事項	85
6	職業に関する各教科・科目についての配慮事項	86

第1章 総説

第1節 改訂の経緯及び基本方針

1 改訂の経緯

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして、進化した人工知能(AI)が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする IoT が広がるなど、Society5.0 とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。また、情報化やグローバル化が進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが一層難しくなってきている。そうした予測困難な時代を迎える中で、選挙権年齢が引き下げられ、更に平成34(2022)年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。

このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

このことは、本来我が国の学校教育が大切にしてきたことであるものの、教師の世代交 代が進むと同時に、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々 な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり、子供たちを取り巻く環境の変化 により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにそ の実現を委ねることは困難になってきている。

こうした状況の下で、平成26年11月には、文部科学大臣から、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては、2年1か月にわたる審議の末、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(以下「平成28年12月の中央教育審議会答申」という。)を示した。

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申においては, "よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る"という目標を学校と社会が共有し, 連携・協働しながら, 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し, 学習指導要領等が, 学校, 家庭, 地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」とし

ての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、 各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・ マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と,教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策) これを踏まえ、文部科学省においては、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校 学習指導要領及び中学校学習指導要領を、また、同年4月28日に特別支援学校幼稚部教育 要領及び小学部・中学部学習指導要領を公示した。

高等学校については、平成30年3月30日に、高等学校学習指導要領を公示するとともに、学校教育法施行規則の関係規定について改正を行ったところであり、今後、平成34(2022)年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒(単位制による課程にあっては、同日以降入学した生徒(学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。))から年次進行により段階的に適用することとしている。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置(移行措置)を実施することとしている。

2 改訂の基本方針

今回の改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法,学校教育法などを踏まえ,これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし,生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際,求められる資質・能力とは何かを社会と共有し,連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力,判断力,表現力等の育成とのバランスを重視する平成 21 年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で,知識の理解の質を 更に高め,確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな 心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社

会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要とされた。また、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等とをバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされた。

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」、イ「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために 学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教 材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つ の柱で再整理した。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

特に、高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等の外部要因によって、その教育の在り方が規定されてしまい、目指すべき教育改革が進めにくいと指摘されてきたところであるが、今回の改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育の改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革という一体的な改革や、更に、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものである。改めて、高等学校学習指導要領の定めるところに従い、各高等学校において生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために、どのようにしてこれまでの授業の在り方を改善していくべきかを、各学校や教師が考える必要がある。

また、選挙権年齢及び成年年齢が 18 歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、高等学校においては、生徒一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改

善(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善)とは,我が国の優れた教育実践 に見られる普遍的な視点を学習指導要領に明確な形で規定したものである。

今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の点に留意して取り組むことが重要である。

- ① 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を 育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進 めるものであること。
- ② 各教科等において通常行われている学習活動(言語活動,観察・実験,問題解決的な学習など)の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ③ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ④ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑤ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力 (言語能力、情報活用能力 (情報モラルを含む。以下同じ。), 問題発見・解決能力等) や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

このため、総則において、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目

標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと,教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと,教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して,教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努める」ことについて新たに示した。

(5) 教育内容の主な改善事項

このほか, 言語能力の確実な育成, 理数教育の充実, 伝統や文化に関する教育の充実, 道徳教育の充実, 外国語教育の充実, 職業教育の充実などについて, 総則や各教科・科目等において, その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

第2節 福祉科改訂の趣旨及び要点

1 福祉科改訂の趣旨

平成28年12月21日の中央教育審議会答申では,学習指導要領改訂の基本的な方向性, 各教科等における改訂の具体的方向性などが示されている。このたびの高等学校福祉科の 改訂は,これらを踏まえて行ったものである。

中央教育審議会の答申の中で,職業に関する各教科・科目の改善については,次のよう に示された。

1 職業に関する各教科・科目

(1) 現行学習指導要領の成果と課題を踏まえた産業教育の目標の在り方

①現行学習指導要領の成果と課題

- 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉から成る職業に関する各教科(以下「職業に関する各教科」という。)においては、各教科の指導を通して、関連する職業に従事する上で必要な資質・能力を育み、社会や産業を支える人材を輩出してきたが、科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化等に伴い、必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しているため、これらへの対応が課題となっている。
- また、職業に関する各教科においては、専門的な知識・技術の定着を図るとともに、 多様な課題に対応できる課題解決能力を育成することが重要であり、地域や産業界と の連携の下、産業現場等における長期間の実習等の実践的な学習活動をより一層充実 させていくことが求められている。あわせて、職業学科に学んだ生徒の進路が多様で あることから、大学等との接続についても重要な課題となっている。

②課題を踏まえた産業教育の目標の在り方

○ このような中、産業教育全体の目標の考え方については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて、三つの柱に沿って次のように整理することができる。

職業に関する各教科の「見方・考え方」を働かせた実践的・体験的な学習活動を通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ・ 各職業分野について(社会的意義や役割を含め)体系的・系統的に理解させると ともに、関連する技術を習得させる。
- ・ 各職業分野に関する課題(持続可能な社会の構築、グローバル化・少子高齢化への対応等)を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を育成する。
- ・ 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学 び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を育成する。

人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学ぶ」、「社会貢献」、「協働的に取り組む」は、社会や産業における新たな課題の解決に向けて多くの人と協力して挑戦し粘り強く学び続けることや、広い視野でよりよい社会の構築に取り組むことが重要であることから明示した。

③産業教育における「見方・考え方」

○ また、産業教育の特質に応じた「見方・考え方」については、教科ならではの物事 を捉える視点や考え方であり、三つの柱で整理していく資質・能力を育むため、各教 科に関連する職業を踏まえて検討を行った。

その結果、社会や産業に関する事象を、職業に関する各教科の本質に根ざした視点で捉え、人々の健康の保持増進や快適な生活の実現、社会の発展に寄与する生産物や 製品、サービスの創造や質の向上等と関連付けることなどに整理することができる。

○ 各教科の目標や「見方・考え方」については、前述の産業教育全体の目標の考え方 や「見方・考え方」を踏まえ、各産業の特質に応じて整理することが必要である。

(2) 具体的な改善事項

①教育課程の示し方の改善

i) 資質・能力を育成する学びの過程についての考え方

- 前述の三つの柱に沿った資質・能力を育成するためには、産業教育において従前から実施されている具体的な課題を踏まえた課題解決的な学習の充実が求められる。
- このような学習については、解決すべき職業に関する課題を把握する「課題の発見」、関係する情報を収集して予想し仮説を立てる「課題解決の方向性の検討」、「計画の立案」、計画に基づき解決策を実践する「計画の実施」、結果を基に計画を検証する「振り返り」、といった過程に整理することができる。この過程においては、例えば、「課題の発見」では、学びに向かう力や人間性として、よりよい社会の構築に向け課題を発見しようとする態度が、「計画の実施」では、思考力・判断力・表現力として、専門的な知識・技術を活用する力が育まれることが想定される。
- ここで整理した過程はあくまでも例示であり、各過程を行き来して学習活動が行われるものであることに留意する必要があるが、これらの過程において、先述した三つの柱に基づき整理した資質・能力の育成を図ることができる。

ii) 科目構成の構造

- 今回の改訂においては、産業教育で育成する資質・能力を踏まえ、各教科で指導すべき共通の内容を整理し、これを各教科共通の基礎的・基本的な内容として各教科の 原則履修科目などの基礎的科目において扱うことが求められる。
- また、産業教育に関する各教科の科目構成については、基礎的科目において各教科 に関する基礎的・基本的な内容を理解させ、それを基盤として専門的な学習につなげ、「課題研究」等で更に専門的な知識・技術の深化、総合化を図るという現行の考え方を継続し、改訂を進めることが必要である。

②教育内容の改善・充実

○ 今回の改訂においては、前述のような資質・能力の育成を前提に、社会や産業の変化の状況等や学校における指導の実情を踏まえて、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応についての視点から改善を図ることが求められる。また、こうした社会や産業の変化の状況等に対応する観点からも、経営等に関する指導についてはより重要となっており、例えば、農林水産業などの各産業においては、経営感覚に優れた次世代の人材の育成に向けた指導の充実などが求められる。

③学習・指導の改善充実や教育環境の充実等

i)「主体的・対話的で深い学び」の実現

○ 産業教育においては、企業等と連携した商品開発、地域での販売実習、高度熟練技能者による指導など、地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的、体験的な学習活動を重視してきた。

(「主体的な学び」の視点)

・ 企業等での高度な技術等に触れる体験は、キャリア形成を見据えて生徒の学ぶ意欲 を高める「主体的な学び」につながるものである。

(「対話的な学び」の視点)

・ 産業界関係者等との対話、生徒同士の協議等は、自らの考えを広げ深める「対話的な学び」につながるものである。

(「深い学び」の視点)

- ・ また、社会や産業の具体的な課題に取り組むに当たっては、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、よりよい製品の製造やサービスの創造等を目指すといった「深い学び」につなげていくことが重要である。「深い学び」を実現する上では、課題の解決を図る学習や臨床の場で実践を行う「課題研究」等の果たす役割が大きい。
- これらの学びを実現するためには、地域や産業界等との連携が重要であり、産業教育においては、今後とも地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的、体験的な学習活動を充実し、アクティブ・ラーニングの三つの視点から、これらの学習活動を再確認しながら、不断の授業改善に取り組むことが求められる。

ii)教育環境の充実

(産業界等との連携)

○ 地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的、体験的な学習活動は、アクティブ・ラーニングの三つの視点を踏まえた学びを実現する上でも重要なものであることから、地域や産業界等との連携がより一層求められる。このような連携を促進するためには、各地域の産業教育振興会等と協力して、定期的に学校と産業界等が情報交換を行うとともに、教育委員会、地方公共団体の関係部局、経済団体等が協力し、インターンシップの受入れや外部講師の派遣の調整を行うなどといった取組も期待される。

また、(2)①ii)で述べた職業に関する各教科で指導すべき共通の内容については、より充実した指導を行うため、例えば、関係の団体に働き掛け、校長会等の協力

を得ながら副教材を作成することなど、各学校の取組を支援することが期待される。

(中学校や大学等との接続)

- 研修を通じて中学校の教員が職業の多様性や専門高校について理解を深めることや、産業教育フェア等の取組によって、中学生の主体的な進路選択に資するよう、専門高校での学習に対する理解・関心を高めることも求められる。
- 現在実施されている大学入学者選抜は、共通教科を中心としていることが多いため、アドミッション・ポリシー等に応じ、専門高校での学びを積極的に評価できる入学者選抜の実施の拡大が望まれる。また、農業大学校や職業能力開発大学校などの省庁系大学校等との連携・協力の促進等も求められる。

(教員研修等の充実)

○ 教員の資質・能力を向上させるための研修の機会等の充実、大学が教育委員会等と 連携した教員養成課程の充実、実務経験が豊富な社会人の活用が求められる。

(実験・実習の環境整備)

○ 計画的な施設・設備の改善・充実・更新、生産や販売実習等の学習活動を円滑に実施するための地方公共団体における関係する財務規則等の整理などの環境整備が求められる。

また, 福祉科に関しては, 次のように示された。

中央教育審議会の答申の中で、職業に関する各教科・科目の改善については、次のように示された。

1 職業に関する各教科・科目

(2) 具体的な改善事項

②教育内容の改善・充実

○ 資質・能力の育成に向けた職業に関する各教科の教育内容については、次の方向で 改善・充実を図る。

〔福祉〕

- 福祉ニーズの高度化と多様化、倫理的課題やマネジメント能力・多職種協働の推進、 ICT・介護ロボットの進歩などを踏まえ、福祉を通して、人間の尊厳に基づく地域福祉 の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人を育成するため、次のような改善・ 充実を図る。
 - ・ 医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な学習の追加
 - ・ 福祉従事者に求められるマネジメント能力に関する学習の追加
 - ・ 福祉従事者に必要な倫理に関する学習の充実
 - ・ 福祉実践における多職種協働に関する学習の充実
 - ・ 福祉用具や介護ロボット等を含む福祉機器に関する学習の充実

2 福祉科改訂の要点

(1) 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。福祉科の目標の主な改善点としては次の4点が挙げられる。

第一に、生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、実践的・体験的な学習活動などを行うことなどを通して、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力の育成を目指すようにすることから、「福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなど」を示した。また、福祉科で育成を目指す人材像を「福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人」とし、そのような職業人として必要な資質・能力の育成を目指すことを示した。

第二に、社会福祉を日常生活と関連させながら、社会の中で主体的に活用することができる知識や技術などを身に付けるようにすることから、「福祉の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする」ことを示した。

第三に、地域や社会が健全で持続的に発展する上での社会福祉に関する具体的な課題を発見し、学びを統合して解決策を導くなど創造的に解決していく力を養うことから、「福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う」ことを示した。

第四に、職業人に求められる倫理観などを育み、福祉を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を目指して主体的に学ぶ態度及び自己の役割を認識した上で、相互理解を図り協働して福祉社会の発展に責任をもって取り組む態度を養うことから、「職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う」ことを示した。

各科目の目標については,教科の目標を踏まえるとともに,福祉で必要とされる資質・ 能力を見据えて改善を図った。

(2) 内容の改善

急速に進展する高齢化に伴う介護分野における多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材の育成や介護福祉士に係る制度改正への対応などを考慮し、福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を確実に習得させるため、教育内容の構成を見直すことなどの改善を図った。

中央教育審議会の答申の中で,職業に関する各教科・科目の改善については,次のように示された。

① 〔指導項目〕について

今回の改訂では、専門教科に属する全ての科目の「2 内容」においては〔指導項

目〕として「(1),(2)」などの大項目や「ア,イ」などの小項目を,柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の[指導項目]を指導する」と示した。これは,[指導項目]として示す学習内容の指導を通じて,目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にしたものである。

なお,項目の記述については,専門教科は学科や課程を問わず,様々な履修の形が あり,学習内容の程度にも幅があることから,従前どおり事項のみを大綱的に示した。

② 各科目について

急速に進展する高齢化に伴う介護分野における多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材の育成や介護福祉士に係る制度改正への対応などを考慮するとともに、福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を確実に習得させるため、学習内容を見直すなどの改善を図った。

ア 福祉ニーズの高度化と多様化への対応

- ・介護福祉士養成課程の見直し(平成23年)により追加された乾痰吸引・経管栄養を安全,適切に実施するため、「生活支援技術」の内容に医療的ケアを追加した。
- ・チームケアを実践することに対応するため、「社会福祉基礎」の社会福祉援助活動 においてリーダーシップなど組織についての学習を充実させた。
- イ 倫理的課題やマネジメント能力・多職種協働の推進
 - ・福祉従事者に必要な倫理に関する学習を充実させた。
 - ・「介護福祉基礎」,「コミュニケーション技術」,「生活支援技術」,「介護過程」,「介護実習」において、多職種協働に関する学習を充実させた。
- ウ 福祉・介護の場における ICT の進展への対応
 - ・「福祉情報活用」を「福祉情報」に名称変更を行うとともに、「介護福祉基礎」、「生活支援技術」、「こころとからだの理解」において、「福祉用具と介護ロボット」についての学習を充実させた。

第3節 福祉科の目標

教科の目標は,次のとおりである。

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習を行うことなどを通して、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 福祉の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に 付けるようにする。
- (2) 福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

福祉科においては、関連する職業に従事する上で必要な資質・能力を育み、福祉や地域を支える人材を育成してきた。今回の改訂では、こうしたことを踏まえ、実践的・体験的な学習活動を行うことなど通して、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人の育成を目指すことを教科の目標に示した。

また,経済のグローバル化,情報技術の進歩など経済社会を取り巻く環境が大きく変化する中にあって,必要とされる専門的な知識,技術などが変化するとともに,高度化してきていることから,育成を目指す資質・能力について,改めて福祉で求められる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し,(1)には「知識及び技術」を,(2)には「思考力,判断力,表現力等」を,(3)には「学びに向かう力,人間性等」を示した。

1 「福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習を行うことなどを 通して、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉 社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成する。」について

福祉の見方・考え方とは、生活に関する事象を、当事者の考えや状況、環境の継続性に着目して捉え、人間としての尊厳の保持と自立を目指して、適切かつ効果的な社会福祉と関連付けることを意味している。

実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通してとは、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成するため、仮説を立てて調査・研究・実験・実習などを行い、その学習活動を通して自己の学びや変容を自覚し、キャリア形成を見据えて学ぶ意欲を高める、福祉関係者や当事者などとの対話、生徒同士の討論といった自らの考えを広げ深める、福祉の見方・考え方を働かせ、福祉に関する知識と技術、事例など科学的な根拠に基づいて福祉の具体的な課題に取り組むなどの学習活動を行うことを意味している。

福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う 職業人として必要な資質・能力とは、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な

福祉社会の発展、組織の一員としての役割を果たす資質・能力を意味している。

2 「(1) 福祉の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。」について

福祉の各分野とは、社会福祉分野、介護福祉分野、児童家庭福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野を意味している。

体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにするとは、福祉の各分野の学習活動を通して、福祉の各事象に関する知識や関係する個別の技術について、それらを相互に関連付けるとともに、日常生活と福祉との結び付きや変化する状況や課題に応じて主体的に活用することができる知識と技術、将来の職業を見通して専門的な学習を続けることにつながる知識と技術などを身に付けるようにすることを意味している。

このような知識と技術を身に付けるためには、福祉に関する理論について調査・研究・ 実験・実習などにより確認する学習活動、福祉に関する新聞記事やニュースなどについ て知識と技術を総合的に活用して生徒自らが解説する学習活動、福祉に関する知識を福 祉の具体的な事例と関連付けて分析し、考察する学習活動などが大切である。

3 「(2) 福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。」について

福祉に関する課題を発見しとは、福祉の各分野などの学習活動を通して身に付けた 様々な知識、技術などを活用し、福祉実践における課題など人間の尊厳に基づく地域福 祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う上での具体的な課題を発見することを意 味している。

職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、社会の変化が加速し、予測困難な社会状況にある中で、福祉に携わる者として課題に向き合い、科学的な根拠に基づいて工夫してよりよく解決し、福祉を通じて未来を切り開いていくといった、福祉に関する確かな知識、技術、態度などに裏付けられた思考力、判断力、表現力等を養うことを意味している。

このような力を養うためには、現代社会と福祉について俯瞰するとともに、福祉に関する知識と技術のみならず、様々な教科・科目等で身に付けた知識と技術などを活用し、福祉に関する具体的な事例を取り上げ、多面的・多角的に分析し、考察や討論を行う学習活動、具体的な福祉の場面を想定し、福祉を担う当事者としての意識を高め、福祉に関する課題について科学的な根拠に基づいて多面的・多角的に分析し、考察や討論を行い、課題の解決策を検討し、評価・改善する学習活動などが大切である。また、実際の福祉活動に即した体験の中で発生する様々な課題に対して試行錯誤しながら課題を解決していく学習活動などが大切である。

4 「(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目

指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度 を養う。」について

様々な経験を通して豊かな人間性を育み、福祉社会の一員として生活上の問題に関心をもち、よりよい社会の構築を目指して日々の生活の中でどのように社会福祉や社会保障が関連しているか自ら学び、豊かな福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

職業人として必要な豊かな人間性を育みとは、社会の信頼を得て、福祉を展開する上で必要な職業人に求められる倫理観、福祉を通して社会に貢献する意識、職業人としての優しさや思いやりなどを育むことを意味している。

よりよい社会の構築を目指して自ら学びとは、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域 福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を目指して福祉の各分野について主体的に学 ぶ態度を意味している。

福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、地域や価値観などの違いなどを踏まえ、福祉社会の一員として生活上の課題に関心をもつとともに、自己の役割を認識し、信頼関係の構築やコミュニケーションを図るなど他者と積極的に関わり、福祉の創造と発展に責任をもって取り組む態度を養うことを意味している。

このような態度などを養うためには、他者との討論により課題の解決策の考案などを 行う学習活動、他者の考えに耳を傾け、対立する意見であってもそれを踏まえながら自 己の考えを整理し伝える学習活動、地域を学びのフィールドとして、様々な職業や年代 の地域住民などとつながりをもちながら信頼関係を構築し、協働して課題の解決などに 取り組む学習活動、職業資格の取得やコンテストへの挑戦などを通して自ら学ぶ意欲を 高める学習活動などが大切である。

第4節 福祉科の内容構成

1 科目構成

福祉科は、従前と同様に9科目で編成している。改定前の科目との関連については、次の表に示すとおりである。

新旧科目対照表

改 訂	改訂前	備考
社会福祉基礎	社会福祉基礎	
介護福祉基礎	介護福祉基礎	
コミュニケーション技術	コミュニケーション技術	
生活支援技術	生活支援技術	
介護過程	介護過程	
介護総合演習	介護総合演習	
介護実習	介護実習	
こころとからだの理解	こころとからだの理解	
福祉情報	福祉情報活用	名称変更

福祉ニーズの高度化と多様化、倫理的課題やマネジメント能力・多職種協働の推進、ICT・介護ロボットの進歩などを踏まえ、福祉を通して、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人を育成する観点から、介護福祉士の資格等にも配慮して内容の見直しなどの改善を図っている。

今回の改訂では、福祉の各分野の情報及び情報手段を活用する能力を育てる観点から、情報社会において個人の果たす役割や責任などの情報モラル及び情報通信ネットワーク、情報セキュリティを確保する能力を育てる科目として内容を整理し、「福祉情報活用」を「福祉情報」に名称変更した。

2 分野構成

福祉科の科目は、人間と社会分野として「社会福祉基礎」、介護分野として「介護福祉基礎」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」、「介護過程」、「介護総合演習」、「介護実習」、こころとからだの理解分野として「こころとからだの理解」、情報分野として「福祉情報」の四分野で構成している。

第2章 福祉科の各科目

第1節 社会福祉基礎

この科目は、福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、福祉に関する知識と技術を身に付け、社会福祉の向上に必要な基礎的な資質・能力を育成することを主眼としたものであり、従前と同様に福祉に関する学科における原則履修科目として位置付けている。

今回の改訂では、マネジメント能力を育てる観点からリーダーシップなどの組織についての学習を取り入れるとともに、地域共生社会の実現に向けた地域福祉について内容を充実させるなどの改善を図った。

第1 目標

1 目 標

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、社会福祉の向上に必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 社会福祉について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 社会福祉の展開に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 健全で持続的な社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、社会福祉の理念や人間の尊厳と自立、人間を多角的に理解する ためのコミュニケーション、社会福祉思想の流れや生活を支える社会保障制度などにつ いて、実践的・体験的な学習活動を行い、現代社会における社会福祉の意義や役割を理 解するとともに関連する技術を身に付け、社会福祉の向上と福祉社会の発展を担うため に必要な資質・能力を育成することをねらいとしている。

目標の(1)については、社会福祉の基礎的な資質・能力を日常生活と関連させながら体系的・系統的に理解するとともに、実践的・体験的な学習活動を通して関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、現代社会における社会福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、福祉の見方・考え方を働かせて、福祉社会の創造と発展のため、 主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)社会福祉の理念と意義、(2)人間関係とコミュニケーション、(3)社会福祉思想の流れと福祉社会への展望、(4)生活を支える社会保障制度の四つの指導項目で、2~6単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(3)については、欧米や日本において社会福祉思想が発展してきた過程について理解できるよう留意して指導すること。また、地域福祉の考え方や進展、近年の外国の状況などについての学習を通して、国際的な視点で社会福祉を捉えられるようにすること。

内容を取り扱う際には、この科目が福祉に関する学科における原則履修科目として位置付けられていることから、福祉教育全般の導入として基礎的な内容を扱うことが大切である。また、〔指導項目〕の(3)については、地域住民が主体的に地域課題を捉え、行政や多様な主体と協働して地域を新たに創造することについて理解することやアジア諸国など他国の状況について理解し、国際的に日本がこれから果たす役割は極めて重要であることを認識できるように留意することが大切である。

イ [指導項目]の(4)については、日常生活と社会保障制度との関連について考察させるとともに、対人援助の視点から福祉に関する支援が行われる必要性について理解できるよう留意して指導すること。

[指導項目]の(4)については、日常生活と社会保障制度が密接に関わっていることに気付き考察するとともに、地域で生活する上で、様々な人との関係性をもちながら、サービス利用者の潜在的能力を引き出し、多くの人とつながる支援、役割を発揮できる支援の必要性について理解できるよう留意して指導することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 社会福祉の理念と意義
 - ア生活と福祉
 - イ 社会福祉の理念
 - ウ 人間の尊厳と自立

(内容の範囲や程度)

- ア [指導項目]の(1)については、社会や産業全体の課題及びその解決のために福祉が 果たしている役割、働くことの社会的意義や役割、職業人に求められる倫理観につい て扱うこと。
- イ [指導項目]の(1)のアについては、家庭生活の機能や概要、人間の生活と社会との関わり及び少子高齢化の進行と介護の社会化との関連について扱うこと。イについては、具体的な事例を通して、社会福祉の理念や自立支援と国民生活との関連について扱うこと。ウについては、人間の尊厳と自立支援の必要性について、権利擁護の視点を踏まえて扱うこと。

(1) 社会福祉の理念と意義

ここでは、科目の目標を踏まえ、生活や自立の概念、日常生活と福祉の関わり、社会福祉理念の変遷など社会福祉に関する基礎的な学習活動を通して、社会福祉の理念や意義、尊厳の保持や自立支援などを理解できるようにするとともに、働くことの意義や役割、職業人に求められる倫理観を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 生活や自立の概念,日常生活と福祉,社会福祉理念の変遷などについて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 社会福祉の理念や意義,尊厳の保持や自立支援などに関する課題を発見し,職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 社会福祉の理念や意義、尊厳の保持や自立支援などについて自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 生活と福祉

ここでは、家族の形態や家族の機能と役割、社会と組織、地域社会における社会構造やライフスタイルの変容、ヘルスプロモーションなど健康の考え方や疾病構造の変化などを取り上げるとともに、自立した生活と地域社会との関わり、少子高齢化の進行と介護の社会化、自助・互助・共助・公助の関係などについて扱う。

イ 社会福祉の理念

ここでは、日本国憲法や社会福祉法、地域共生社会、近年の国際的な福祉の考え方などを取り上げ、経済的救済中心から自立生活支援への変化、サービス利用者と地域がつながる支援など、社会福祉の理念や在り方について扱う。また、我が国の社会保障制度と国民生活との関連について具体的事例を通して扱う。

ウ 人間の尊厳と自立

ここでは、日本国憲法や世界人権宣言、障害者の権利宣言、国際障害者年、障害者の権利に関する条約などを取り上げ、人間の尊厳、自立の意味や自己決定の重要性、自立支援など、権利擁護と人権尊重の視点を踏まえた人間の尊厳と自立支援の必要性について扱う。

〔指導項目〕

- (2) 人間関係とコミュニケーション
 - ア 人間関係の形成
 - イ コミュニケーションの基礎
 - ウ 社会福祉援助活動の概要

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(2)のアについては、対人援助に必要な人間の理解や人間関係を構築するための技法などについて扱うこと。イについては、対人関係形成のためのコミュニケーションの意義や役割、コミュニケーションの基礎的な技法などについて扱うこと。ウについては、社会福祉援助活動の意義や役割などについて扱うこと。また、リーダーシップや組織の在り方などチームマネジメントについても扱うこと。

(2) 人間関係とコミュニケーション

ここでは、科目の目標を踏まえ、人間関係を構築するための技法、基本的なコミュニケーションの技法、社会福祉援助活動の概要に関する学習活動を通し、人間関係の形成やコミュニケーション及び社会福祉援助活動の意義や役割などとともに、援助活動に必要な組織のマネジメントとして運営管理・人材管理・リーダーシップなどについても理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 人間関係の形成やコミュニケーション、社会福祉援助活動の意義や役割などについて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 対人援助についての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 人間関係の形成やコミュニケーション、社会福祉援助活動などについて自ら学び、 主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 人間関係の形成

ここでは、対人援助に必要な人間の理解や人間関係を構築するために必要な共感や ラポール、傾聴や受容、自己覚知や他者理解などについて扱う。

イ コミュニケーションの基礎

ここでは、対人援助に必要な人間の理解や人間関係を構築するための技法として、 言語的コミュニケーションや非言語的コミュニケーションなどを取り上げ、コミュニケーションの意義や役割とともに基礎的な技法について扱う。

ウ 社会福祉援助活動の概要

ここでは、社会福祉援助活動について、個別的な援助、集団及び家族への援助、地域を基盤とした援助などを取り上げ、社会福祉援助活動の意義や役割などを扱う。また、援助活動をマネジメントするために必要な組織の運営管理、人材育成や活用など

の人材管理、リーダーシップなどチームマネジメントについても扱う。

〔指導項目〕

- (3) 社会福祉思想の流れと福祉社会への展望
 - ア 外国における社会福祉
 - イ 日本における社会福祉
 - ウ地域福祉の進展

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(3)のアについては、英国やアメリカ合衆国における社会福祉思想の発展の概要、スウェーデンやデンマークなどにおける社会福祉思想及びアジア地域の福祉の状況などについて扱うこと。イについては、日本における社会福祉思想の発展について具体的に扱うこと。ウについては、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の意義や役割について具体的に扱うこと。

(3) 社会福祉思想の流れと福祉社会への展望

ここでは、科目の目標を踏まえ、諸外国や日本の社会福祉思想の歴史的変遷についての学習活動を通し、社会福祉思想の流れとその関連性、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の意義や役割について理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 社会福祉思想の歴史的変遷と関連性、地域福祉について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 社会福祉思想の歴史的変遷や地域福祉の現状に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 諸外国や日本の社会福祉思想や歴史的経過を踏まえ、地域共生社会を目指して自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 外国における社会福祉

ここでは、英国やアメリカ合衆国における社会福祉思想の発展の概要、スウェーデンやデンマークなどにおける社会福祉思想、アジア地域における福祉の状況などについて扱うとともに、各国の現状や課題、近年の状況など福祉・介護におけるグローバル化について具体的な事例を扱う。

イ 日本における社会福祉

ここでは、日本における社会福祉思想の発展について、社会福祉が制度として確立されていく明治期以降を中心に、恤 教 規則、救護法、民間の社会事業、方面委員制度、セツルメント活動、日本国憲法第13条及び第25条、福祉三法と社会福祉事業法、社会福祉六法と国民皆年金・皆保険、社会福祉の見直し期と改革期、介護保険制度と障害者総合支援制度、生活困窮者自立支援制度などを扱う。

ウ 地域福祉の進展

ここでは、地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムの基本的な考え方と仕組み、 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)などの機能や役割、ボランティア の役割、当事者が支援を受けながら様々な役割を担うこと、各種災害に備えたまちづ くりなど地域福祉の意義や役割について扱う。

〔指導項目〕

- (4) 生活を支える社会保障制度
 - ア 社会保障制度の意義と役割
 - イ 生活支援のための公的扶助
 - ウ 児童家庭福祉と社会福祉サービス
 - エ 高齢者福祉と介護保険制度
 - オ 障害者福祉と障害者総合支援制度
 - カ 介護実践に関連する諸制度

(内容の範囲や程度)

オ [指導項目]の(4)のアについては、日本の社会保障制度の意義や概要について、日本国憲法と関連付けて扱うこと。イについては、生活保護制度を中心に公的扶助について扱うこと。ウについては、子育て支援、少子化対策についても扱うこと。エについては、高齢者を支える社会福祉サービスについて、介護保険制度と関連付けて扱うこと。オについては、障害者を支える社会福祉サービスについて、障害者総合支援制度と関連付けて扱うこと。カについては、保険や医療の諸制度、医療関係者、医療関連施設などを取り上げ、社会福祉施策と関連付けて目的や役割について扱うこと。

(4) 生活を支える社会保障制度

ここでは、科目の目標を踏まえ、社会保障の基本的な仕組みや社会福祉の各分野が生まれてきた社会背景や概要などに関する学習活動を通して、各制度の意義や役割、現状と課題について理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 生活を支える社会保障制度の概要と現状について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 生活を支える社会保障制度の現状に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理 観を踏まえ科学的根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 社会保障制度を地域や生活と関連させて自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 社会保障制度の意義と役割

ここでは、社会保険・社会福祉・公的扶助・社会手当・公衆衛生及び医療など日本

の社会保障の各制度の意義や概要とその機能について扱う。

イ 生活支援のための公的扶助

ここでは、生活保護制度を中心に公的扶助を扱い、制度の背景、理念、基本原理や保護の原則、保護の種類、保護の動向及び現状について理解するとともに、生活困窮者自立支援制度や子供の貧困などを含めた複合的な課題についても扱う。

ウ 児童家庭福祉と社会福祉やサービス

ここでは、児童及び家庭を支える社会福祉サービスについて、関係する法規や各制度の背景、理念、社会福祉サービスの概要及び現状について理解するとともに、子育て支援、少子化対策、児童の虐待など支援が必要な課題についても扱う。

エ 高齢者福祉と介護保険制度

ここでは、高齢者を支える社会福祉サービスについて、介護保険制度と関連付けて 扱い、関係する法規や各制度の背景、理念、社会福祉サービスの概要及び現状につい て扱う。

オ 障害者福祉と障害者総合支援制度

ここでは、障害者を支える社会福祉サービスについて、障害者総合支援制度と関連付けて扱い、関係する法規や障害の概念、障害の法的定義、障害者の実態、各制度の背景、理念、社会福祉サービスの概要と現状について扱う。

カ 介護実践に関連する諸制度

ここでは、人間の尊厳と自立に関わる権利擁護や個人情報の保護など介護実践に関連する諸制度について、医療保険制度や公的年金制度などの保険や医療の諸制度、医療関係者、医療関係施設、教育や育児・介護休業制度も含めた雇用関係、住宅支援、司法と福祉の連携、成年後見、虐待防止、日常生活自立支援事業、個人情報保護、ボランティアや福祉人材育成などに関する制度などについても扱う。

第2節 介護福祉基礎

この科目は、福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなど を通して、介護に関する知識と技術を身に付け、人間の尊厳を支え自立支援に必要な基礎 的な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、地域を基盤とした生活の継続性を支援する観点から、福祉用具等と介護ロボットについての学習を取り入れるとともに、介護を取り巻く状況や介護福祉士に関する内容を充実させるなどの改善を図った。

第1 目標

1 目標

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、 人間の尊厳を支え自立支援を行うために必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成 することを目指す。

- (1) 介護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 介護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 健全で持続的な社会の構築を目指して自ら学び、適切な介護の実践に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、介護を取り巻く状況や介護を必要とする人と生活、介護におけるリスクマネジメントなどについて、実践的・体験的な学習活動を行い、介護の意義と 役割を理解するとともに関連する技術を身に付け、地域における継続した生活の支援を 担う職業人として必要な資質・能力を育成することをねらいとしている。

目標の(1)については、介護福祉の基礎的な資質・能力を地域における生活の継続性と 関連させながら体系的・系統的に理解するとともに、実践的・体験的な学習活動を通し て関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、介護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏ま え、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、人間の尊厳を支え自立支援を行うため、福祉の見方・考え方を働かせ、主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)介護の意義と 役割、(2)介護福祉の担い手、(3)介護を必要とする人の理解と介護、(4)介護における安 全確保と危機管理の四つの指導項目で、2~6単位程度履修されることを想定して内容 を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。 (内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 人間の尊厳や自立支援,介護従事者としての職業倫理,事故の予防や感染対策,国際生活機能分類,リハビリテーション及び虐待などと関連付けて指導すること。

内容を取り扱う際には、介護従事者の職業観の基盤となる介護の意義と役割について理解するとともに、介護福祉サービスを適切に行う能力と態度を育むよう配慮することが大切である。また、職業倫理や介護従事者の健康管理が介護福祉サービスの質に大きく影響することを理解し、職業人として必要な資質・能力を身に付けることが大切である。さらに、サービス利用者の全体像を理解し適切な介護を提供するために、国際生活機能分類 (ICF) やリハビリテーション及び虐待などと関連付けて取り扱うことが大切である。

イ 豊かな人間性や倫理観を育み、自立支援の観点に基づいた適切な介護福祉サービス を提供する態度を養うことができるよう留意して指導すること。

内容を取り扱う際には、サービス利用者に対して自立支援の観点に基づいた適切な介護を提供するために、豊かな人間性と高い倫理観をもつことが大切である。また、サービス利用者の個別性に対応した介護を提供するには、その人のもつ強み(ストレングス)に着目し、それを生かした支援と自己決定を尊重することが大切である。

ウ プライバシーの保護や自己決定の保障,継続的な地域生活の支援などの人権尊重の 意義や重要性について理解できるよう留意して指導すること。

内容を取り扱う際には、介護を提供する上で必要なプライバシーの保護やサービス利用者主体の考えに基づき、自己決定を行う機会の保障やそれぞれの地域における継続した生活を重視するなど人権尊重について留意することが大切である。また、家族や地域とのつながりから、役割や豊かに生きる視点に気付くよう指導することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 介護の意義と役割
 - ア 尊厳を支える介護
 - イ 自立に向けた支援

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のアについては、人間の尊厳を保持するための介護の必要性について扱うこと。また、高齢者や障害者などの虐待防止の重要性について扱うこと。イについては、自立のために介護が果たす役割や意義、介護予防について扱うこと。また、国際生活機能分類やリハビリテーションの考え方についても扱うこと。

(1) 介護の意義と役割

ここでは、科目の目標を踏まえ、人間の尊厳を保持するための介護の在り方やその必要性を扱い、サービス利用者が望む豊かな生活のために必要な自立の考え方を理解するとともに、現代社会における介護の意義や役割について自ら考え、サービス利用者が地域社会と深く関わりをもつ存在であることを理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 尊厳を支える介護,自立に向けた支援などについて理解するとともに,関連する技術を身に付けること。
- ② 介護に関する意義と役割,地域における生活の継続性と介護などについての課題を発見し,職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 介護に関する意義と役割,介護の必要性について自ら学び,主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 尊厳を支える介護

ここでは、尊厳を支える介護として、介護の意義、介護の目的と役割、生活の質 (QOL)、 ノーマライゼーション、サービス利用者の潜在的能力を引き出すことなど介護の必要 性について扱う。また、サービス利用者主体の考え方や虐待防止の重要性についても 扱う。

イ 自立に向けた支援

ここでは、自立に向けた支援として、充実した人生を在宅や施設などの地域で継続的に送るための自立の考え方を理解した上で、サービス利用者の自己決定と自己選択、サービス利用者のもつ強み(ストレングス)や個別性の尊重などについて扱う。また、国際障害分類(ICIDH)と国際生活機能分類(ICF)の特徴、リハビリテーションの考え方や目標、エンパワーメントの観点から個々の状態に応じた自立を支援するための環境整備や介護予防、ユニットケアの理念やレクリエーションなどについても扱う。

〔指導項目〕

- (2) 介護福祉の担い手
 - ア 介護を取り巻く状況
 - イ 介護従事者の役割と介護福祉士

- ウ 介護従事者の倫理
- エ 介護実践における連携

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)のアについては、介護の歴史的経緯や関連法規など介護を取り巻く社会的状況の変化や介護従事者の養成などについて扱うこと。イについては、介護従事者の在り方やその役割について扱うこと。また、チームリーダーに必要な資質・能力について介護福祉士と関連付けて扱うこと。ウについては、生活に密接に関わる介護従事者の特性を踏まえ、職業倫理の重要性について扱うこと。エについては、保健・医療・福祉などと連携した介護の在り方や必要性及び意義について扱うこと。また、介護に関する社会資源や介護と地域社会との関わりについて扱うこと。

(2) 介護福祉の担い手

ここでは、科目の目標を踏まえ、介護の歴史的経緯、介護従事者の役割と倫理、介護 福祉士の専門性、介護における連携などの学習活動を通して、介護及び介護従事者を取 り巻く状況などについて理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 介護を取り巻く状況,介護に関する社会資源や地域社会の関わりなどについて理解 するとともに,関連する技術を身に付けること。
- ② 介護及び介護を取り巻く状況について課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 介護を取り巻く状況などについて自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 介護を取り巻く状況

ここでは、少子高齢化、家族機能の変化、介護の社会化、介護ニーズの変化、介護 離職、遠距離介護、ダブルケアなど介護の歴史と現状、介護福祉士などの介護従事者 の養成や在り方などについて扱う。

イ 介護従事者の役割と介護福祉士

ここでは、地域における継続した生活を支える介護従事者の役割と機能、介護福祉 士とチームリーダーなどについて扱う。また、介護予防や終末期の支援、災害時の各 場面における介護従事者の役割と機能についても扱う。

ウ 介護従事者の倫理

ここでは、介護従事者の専門性と基本姿勢、多様な価値観の尊重、プライバシー保護、人権の尊重、責任と任務などを取り上げ、介護従事者に必要な倫理と態度を理解することができるように扱う。また、介護福祉士にはさらに高い専門性と倫理が求められることについて扱う。

エ 介護実践における連携

ここでは、介護実践における連携として、保健・医療・福祉などに関する他の職種

の専門性や役割と機能,情報共有など多職種連携について扱う。また,サービス利用者や家族が生活する地域における地域包括ケアシステム,地域住民・ボランティア, 当事者によるイベントやまちづくりなど地域連携についても扱う。

〔指導項目〕

- (3) 介護を必要とする人の理解と介護
 - ア 介護を必要とする人と生活環境
 - イ 高齢者の生活と介護
 - ウ 障害者の生活と介護
 - エ 介護福祉サービスの概要

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)のアについては、サービス利用者の生活歴やその環境、家族の状況、地域の状況などについて扱うこと。イについては、具体的な事例を通して、高齢者の生活課題やニーズについて扱うこと。ウについては、具体的な事例を通して、障害者の生活課題やニーズについて扱うこと。エについては、介護保険制度や障害者総合支援制度などにおける介護福祉サービスの具体的な内容及び利用方法について扱うこと。

(3) 介護を必要とする人の理解と介護

ここでは、科目の目標を踏まえ、サービス利用者の地域生活における具体的な状況や 課題とニーズについて理解するとともに、地域とのつながりや役割などの関係性、サー ビス利用者を支える介護福祉サービスの概要などについて理解できるようにすることを ねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① サービス利用者の生活状況を個別性や生活の多様性、社会との関わり、介護福祉サービスなどについて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 介護を必要とする人の状況や介護福祉サービスについて課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 高齢者や障害者の生活状況や介護福祉サービスについて自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 介護を必要とする人と生活環境

ここでは、生活環境を整えることで安全かつ自立につながることを理解するとともに、生活習慣や生活歴、価値観、家庭や地域との関係などについても関連付けて扱う。

イ 高齢者の生活と介護

ここでは、加齢により生じる生活上の課題や生活を支える基盤について、健康、生活のリズムと変化、人間関係や役割の変化、移動や買物、住まい、家族・世帯構成、

就労・収入,地域活動,余暇活動などについて具体的な事例と関連付けて扱う。また, 社会からの孤立や孤独死といった問題についても扱う。

ウ 障害者の生活と介護

ここでは、障害により生じる生活上の課題や生活を支える基盤について、障害の概念と各障害の特徴、健康、余暇活動、年金制度、介護保険制度や障害者総合支援制度などについて具体的な事例と関連付けて扱う。また、社会参加や就労・雇用、スポーツや芸術などについても扱う。

エ 介護福祉サービスの概要

ここでは、継続的に地域生活を支援していくために、介護保険制度や障害者総合支援制度、医療介護総合確保推進制度などの介護福祉サービスについて扱う。また、介護福祉サービス提供の場の特性、地域共生社会や地域包括ケアシステムについても扱う。

[指導項目]

- (4) 介護における安全確保と危機管理
 - ア 介護における安全と事故対策
 - イ 介護従事者の健康管理
 - ウ 感染対策
 - エ 福祉用具と介護ロボット

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(4)のアについては、安全のための事故防止、防災対策などについて扱うこと。イについては、介護福祉サービスの提供における介護従事者の健康維持の重要性と具体的な方策、介護従事者の労働安全について扱うこと。ウについては、介護現場における感染症の実態や感染症対策の必要性と具体的な方策について扱うこと。エについては、福祉用具と介護ロボットの意義や活用について扱うこと。また、福祉用具と介護ロボットの活用がサービス利用者の生活を豊かにすることについても扱うこと。

(4) 介護における安全確保と危機管理

ここでは、科目の目標を踏まえ、日常に潜む危険について常に意識し、介護における 安全確保と防災対策、感染対策、福祉用具や介護ロボットの適切な活用、介護従事者の 心身の健康管理が及ぼす影響など介護における危機管理(リスクマネジメント)の必要 性などについて理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

① 介護における安全確保と危機管理,福祉用具と介護ロボットなどについて理解する とともに、関連する技術を身に付けること。

- ② 介護における安全確保と危機管理について課題を発見し、職業人に求められる倫理 観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 介護における安全確保と危機管理について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 介護における安全と事故対策

ここでは、介護従事者がサービス利用者の生活環境に対する観察、基本的な知識や 予測、分析などからしてリスクを事前に察知し、その対策を取ることにより介護にお ける危機管理(リスクマネジメント)の重要性について身近な事例と関連付けて扱う。 また、事故防止のための安全管理システムや緊急連絡システムの意義や役割について 理解するとともに、転倒や転落の防止、骨折防止、集中豪雨や地震等の防災対策や地 域との協力体制構築などの事例について扱う。

イ 介護従事者の健康管理

ここでは、介護従事者の健康管理として、良質な介護の提供には介護従事者の心身の健康管理が不可欠であることから、腰痛予防、ストレス、燃え尽き症候群(バーンアウト症候群)など身体的健康管理のほか精神的健康管理などについて扱う。また、労働災害防止計画や安全衛生管理体制など快適な労働環境の形成を促進する労働安全衛生などについても扱う。

ウ 感染対策

ここでは、介護現場における感染症の原因、感染ルート、症状、対応などについて 理解するとともに、感染源の排除・感染経路の遮断・抵抗力の向上などの感染予防の 意義と必要性、標準予防策(スタンダード・プリコーション)などについて具体的な 事例と関連付けて扱う。

エ 福祉用具と介護ロボット

ここでは、福祉用具と介護ロボットを活用する意義や目的、基礎的な知識、安全対策などについて理解し、適切な活用が介護従事者や家族の介護負担を軽減するだけでなく、サービス利用者の能力を引き出すとともに生活を豊かにすることについて具体的な事例と関連付けて扱う。

第3節 コミュニケーション技術

この科目は、福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなど を通して、人間関係の構築や対人援助に関する知識と技術を身に付け、福祉実践に必要な コミュニケーションの資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、サービス利用者との支援関係を構築する観点から「社会福祉基礎」で扱うコミュニケーションと区別し、福祉実践に重点をおいた内容とするなどの改善を図った。

第1 目標

1 目標

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、 対人援助や福祉実践の場での人間関係の構築に必要な資質・能力を次のとおり育成す ることを目指す。

- (1) 対人援助について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 対人援助の展開に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 健全で持続的な社会の構築を目指して自ら学び、適切な対人援助に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、コミュニケーションの基本技術、サービス利用者や家族とのコミュニケーション、他の職種との連携などについて、実践的・体験的な学習活動を行い、福祉実践におけるコミュニケーションの意義と役割を理解するとともに関連する技術を身に付け、サービス利用者との関係構築に必要な資質・能力を育成することをねらいとしている。

目標の(1)については、対人援助や人間関係の構築として、福祉実践におけるコミュニケーションと関連させながら体系的・系統的に理解するとともに、実践的・体験的な学習活動を通して関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、福祉実践におけるコミュニケーションに関する課題を発見し、 職業人に求められる倫理観を踏まえ、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、福祉実践における対人援助や人間関係の構築のため、福祉の見方・考え方を働かせ、主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)福祉実践におけるコミュニケーション、(2)サービス利用者や家族とのコミュニケーション、(3)福祉

実践におけるチームのコミュニケーションの三つの指導項目で、2~4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 〔指導項目〕の(1)から(3)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色に応じて、いずれかを選択して扱うことができること。

内容を取り扱う際には、〔指導項目〕の(1)から(3)までについては、生徒の実態、資格取得等に応じて必要な部分を選択し、他の科目との関連も考慮し、基礎的な内容を取り扱うことが大切である。また、基礎的な知識、技術を身に付けることにとどまらず、具体的なサービス利用者の事例を取り扱う演習などを通して、サービス利用者の状況に合った自立生活の支援ができるようにすることが大切である。

イ 生徒や地域の実態,学科の特色に応じて,介護実習やボランティア,地域交流の場 を活用した実践的・体験的な学習活動を取り入れるなどして指導すること。

内容を取り扱う際には、福祉・介護の実践において重要な役割を果たす内容であることから、介護実習やボランティア活動、地域交流の場を活用した実践的・体験的な学習活動などを取り入れることで、福祉実践においてコミュニケーションがどのように活用され、信頼関係・人間関係の構築のためにどのような役割を果たしているのかを学ぶことができるように配慮する。また、福祉実践の場での体験が卒業後の進路に関する生徒の意識を高めることができるようにすることが大切である。

ウ 生活に関する事象を、サービス利用者の状況や環境の継続性に着目して捉え、人間 の尊厳と自立を目指した人間関係の構築に向けて、適切かつ効果的なコミュニケーション技法と関連付けて指導すること。

内容を取り扱う際には、福祉実践の場や豊富な事例を活用して、サービス利用者を取り巻く環境やその人らしい生活の継続性に目を向けて援助を進めていくことが大切である。また、その際に必要とされるコミュニケーション技法を習得できるようにすることが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 福祉実践におけるコミュニケーション ア コミュニケーションの意義と役割

イ コミュニケーションの基本技術

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のアについては、サービス利用者とのコミュニケーションや具体 的な福祉実践の場を想定した事例について扱うこと。イについては、援助を行う際に 必要なコミュニケーション技法の概要、活用及びその過程について扱うこと。

(1) 福祉実践におけるコミュニケーション

ここでは、科目の目標を踏まえ、福祉実践におけるコミュニケーションの重要性とその役割などについて自ら学ぶとともに、その知識と技術を基盤として、サービス利用者に対して適切かつ効果的に活用できるように自らの考え、福祉従事者として対人援助に取り組む意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 福祉実践におけるコミュニケーションの意義と役割及び基本技術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 福祉実践におけるコミュニケーションなどについての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 福祉実践におけるコミュニケーションの意義と役割, コミュニケーションの必要性 について自ら学び, 主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア コミュニケーションの意義と役割

ここでは、サービス利用者の自己表現としてのコミュニケーションについて理解を 深めるとともに、サービス利用者との信頼関係や人間関係の構築に向けて必要とされ るコミュニケーションを扱う。また、福祉実践におけるコミュニケーションの意義と 役割について、具体的な事例と関連付けて自らが創造して学習できるような実践的・ 体験的な学習活動を扱う。

イ コミュニケーションの基本技術

ここでは、具体的な事例や演習を通してコミュニケーションの基本技術を理解する とともに、目線、顔の表情、言葉の語調、身だしなみ、適切な距離などに留意し、サ ービス利用者の感情表出の察し方、納得と同意の得方、質問の仕方、意欲の引き出し 方などを扱う。

[指導項目]

(2) サービス利用者や家族とのコミュニケーション ア サービス利用者に応じたコミュニケーション イ サービス利用者や家族との関係づくり

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)のアについては、サービス利用者の状態や状況に応じたコミュニケーション技法について扱うこと。イについては、サービス利用者や家族との関係づくりや支援の技法について扱うこと。

(2) サービス利用者や家族とのコミュニケーション

ここでは、科目の目標を踏まえ、個別的なコミュニケーションやサービス利用者と家族を含むコミュニケーションを扱い、福祉実践の場における事例を通して多様なコミュニケーション方法を習得することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① サービス利用者の身体状況や障害等の特性などに応じたコミュニケーション技法 及びサービス利用者や家族との関係づくりなどについて理解するとともに、関連する 技術について身に付けること。
- ② サービス利用者や家族とのコミュニケーションなどについての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ サービス利用者や家族とのコミュニケーションについて自ら学び,主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア サービス利用者に応じたコミュニケーション

ここでは、感覚機能、運動機能及び認知・知覚機能の低下している人などのコミュケーション技法について、先天性障害や中途障害、障害のもたらす二次障害など障害の特性に応じたコミュニケーションの基本技術とその必要性について扱う。また、認知症の人に対するコミュニケーションについては、その特性を十分理解した上で具体的なコミュニケーションの方法を扱う。さらに手話や点字など多様なコミュニケーションツールやコミュニケーションロボット等も扱い、個々の特性に応じたコミュニケーションについても扱う。あわせて、高齢者介護のための「聞こえの保障」について理解し、補聴器等の活用により生活の質(QOL)の向上にもつながることなどについて扱う。

イ サービス利用者や家族との関係づくり

ここでは、サービス利用者・家族との関係づくりや家族への支援について、信頼関係の形成過程やサービス利用者と家族の意向を調整する技法、相談、助言・指導に関する技法など、サービス利用者や家族との面接などの具体的な場面や事例・演習を通して適切なコミュニケーションの方法を扱う。

[指導項目]

- (3) 福祉実践におけるチームのコミュニケーション
 - ア 記録による情報の共有化
 - イ チームによる連携

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)のアについては、福祉実践の場における他の職種との情報共有及 び多様化している記録媒体や情報機器の有効な活用方法について扱うこと。イについ ては、多職種がチームとして取り組む福祉実践の場におけるコミュケーションについ て扱うこと。

(3) 福祉実践におけるチームのコミュニケーション

ここでは、科目の目標を踏まえ、チームとして必要とされるコミュニケーションや多職種協働、情報の共有化などについて扱うとともに、近年発達してきた ICT 機器の活用についても扱い、適切かつ効果的に活用できる能力を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 福祉実践におけるチームのコミュニケーションとして情報の共有化や連携などについて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 福祉実践におけるチームのコミュニケーションについての課題を発見し、職業人に 求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 福祉実践における情報の共有化や多職種協働の重要性について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 記録による情報の共有化

ここでは、福祉実践の場における記録の意義や目的、記録の種類、記録の管理、記録の活用と留意点や報告の方法について理解するとともに、記録に関する情報機器の活用や方法について扱う。

イ チームによる連携

ここでは、保健・医療・福祉などの多職種協働におけるコミュニケーションについて理解するとともに、介護を行うチームとしての情報の共有化の意義や具体的な方法や情報の管理などについて扱う。

第4節 生活支援技術

この科目は、福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなど を通して、自立に向けた生活支援に関する知識と技術を身に付け、適切で安全・安楽な生 活支援に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、医療的ケアに関する学習を取り入れるとともに、サービス利用者主体の観点から、尊厳を保持した生活支援、潜在的能力を引き出す支援、生活の豊かさなどについて内容を充実させるなどの改善を図った。

第1 目標

1 目標

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、 適切で安全・安楽な生活支援技術を提供するために必要な資質・能力を次のとおり育 成することを目指す。

- (1) 自立生活の支援について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 自立生活の支援の展開に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏ま え科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 健全で持続的な社会の構築を目指して自ら学び、自立生活の適切な支援に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、生活支援や自立に向けた生活支援、緊急時・災害時の支援、終末期の支援、医療的ケアなどについて、実践的・体験的な学習活動を行い、サービス利用者主体の生活支援の在り方を理解するとともに関連する技術を身に付け、尊厳の保持や自立支援に根ざした豊かな生活の支援に必要な資質・能力を育成することをねらいとしている。

目標の(1)については、自立に向けた生活支援に必要な資質・能力をサービス利用者主体の生活と関連させながら体系的・系統的に理解するとともに、実践的・体験的な学習活動を通して関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、自立に向けた生活支援の展開に関する課題を発見し、職業人に 求められる倫理観を踏まえ、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、尊厳の保持や自立支援に根ざした豊かな生活に向けた支援を 行うため、福祉の見方・考え方を働かせて主体的かつ協働的に取り組む態度を養うこと を意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)生活支援の理

解,(2)自立に向けた生活支援,(3)緊急時・災害時の支援,(4)終末期の支援,(5)医療的ケアの五つの指導項目で,4~12単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また,内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 〔指導項目〕の(1)から(5)までについては,生徒や地域の実態,学科の特色に応じ て,いずれかを選択して扱うことができること。

内容を取り扱う際には、〔指導項目〕の(1)から(5)までについては、生徒や地域の実態、 学科の特色、資格取得等に応じて他の科目との関連も考慮し、必要な部分を選択して扱 うことができることとしている。選択に当たっては基礎的な内容を学習できるようにす ることが大切である。また、基礎的な知識、技術を身に付けることにとどまらず、具体 的なサービス利用者の事例を取り扱う演習などを通して、サービス利用者の状況に合っ た自立生活の支援ができるようにすることが大切である。

イ 自立生活を人間の尊厳、安全・安楽、協働などの視点から捉え、「こころとからだの 理解」と関連付けて、生活の質の向上やサービス利用者の状態に合った自立生活の支 援の必要性について理解できるよう留意して指導すること。

内容を取り扱う際には、個人の尊厳の保持や自立生活の支援の考え方、安全・安楽な介護の提供の必要性、多職種連携など、サービス利用者の自立生活の支援についての理解がより深まるよう留意することが大切である。また、「こころとからだの理解」との関連を図り、介護実践の根拠と心身の構造や機能の関連について理解できるよう留意することが大切である。

ウ 実践的・体験的な学習活動を通して、サービス利用者の自立生活の支援に関する専門的な学習への動機付けを図るなど、専門職としての生徒の意識が高まるよう工夫して指導すること。

内容を取り扱う際には、サービス利用者それぞれの状態や生活の状況に応じた具体的な介護場面を想定し、講義、演習、実習と段階を踏んで、知識と技術を効果的に指導するよう留意することが大切である。また、視聴覚教材の活用やグループワーク、ロールプレイングなど、サービス利用者の立場や心理を理解できるような授業の工夫について留意することが大切である。

エ 〔指導項目〕の(2)から(5)までについては、自立生活の支援に活用される福祉用具 や介護ロボットについても理解できるよう留意して指導すること。

内容を取り扱う際には、自立生活の支援に活用されている福祉用具や介護ロボットについて提示し、サービス利用者及び介護従事者がそれを活用することの意義とともに、サービス利用者の状況に応じた効果的な活用方法について理解できるよう留意することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 生活支援の理解
 - ア 生活の理解
 - イ 生活支援の考え方
 - ウ 他の職種の役割と協働

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のアについては、生活の個別性と多様性について扱うこと。イについては、安全な介護の必要性、介護従事者に求められる倫理観について扱うこと。 ウについては、他の職種と協働しサービスを提供することの意義や目的について扱うこと。

(1) 生活支援の理解

ここでは、科目の目標を踏まえ、生活の個別性や多様性、安全・安心な介護の必要性、 介護従事者に求められる倫理観などに関する学習活動を通して、生活や生活支援、他の 職種の役割と協働について理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 生活や生活支援の在り方,他の職種との連携などについて理解するとともに,関連する技術を身に付けること。
- ② 生活や生活支援の在り方,他の職種との連携などについて課題を発見し,職業人に 求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 生活や生活支援の在り方,他の職種との連携などについて自ら学び,主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 生活の理解

ここでは、サービス利用者の生活について考察し理解するために、生活の構成要素、 生活活動の種類、生活空間と生活時間などについて、それぞれの生活の個別性と多様 性について扱う。

イ 生活支援の考え方

ここでは、生活支援の考え方として、サービス利用者の生活歴や背景の尊重、サービス利用者の個別性と多様性に応じた自立した生活の支援、潜在的能力を引き出す支援など、介護従事者として身に付けるべき基本的な考え方について扱う。

ウ 他の職種の役割と協働

ここでは、多職種との連携により、サービス利用者にとってよりよい介護を提供することができるということを理解するために、多職種と連携してサービスを提供することの意義や目的について、具体的な事例での考察を含めて扱う。

〔指導項目〕

- (2) 自立に向けた生活支援
 - ア 介護技術の基本
 - イ 居住環境の整備
 - ウ 身じたくの支援
 - エ 移動の支援
 - オ 食事の支援
 - カ 入浴・清潔保持の支援
 - キ 排泄の支援
 - ク 家事行動の支援
 - ケ 睡眠・休養の支援
 - コ レクリエーションの支援

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)のアについては、サービス利用者の尊厳を保持した自立生活の支援方法、潜在的能力を引き出す支援について扱うこと。また、安全で安楽に介護するための技法について扱うこと。イからケまでについては、サービス利用者の自立生活に向けた安全で安楽な支援方法、心身の状況や生活の場の違いに合わせた支援方法、プライバシーの保護や尊厳の保持に配慮した支援などについて扱うこと。コについては、生きがいや自己実現、豊かな生活を送るために必要なレクリエーションの意義や目的、介護場面におけるレクリエーション活動の役割について扱うこと。

(2) 自立に向けた生活支援

ここでは、科目の目標を踏まえ、サービス利用者の状況に応じた、根拠に基づく安全・ 安楽な基礎的な介護技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。 このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 自立に向けた生活支援について、安全で安楽な支援などについて理解するとともに、 関連する技術を身に付けること。
- ② サービス利用者の自立生活に向けた支援の在り方や具体的方法についての課題を 発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決す ること。
- ③ サービス利用者の尊厳を保持した自立生活について自ら学び、主体的かつ協働的に 解決に取り組むこと。

ア 介護技術の基本

ここでは、サービス利用者の状態や状況に応じた、安全・安楽で潜在的能力を引き 出すための介護技術の基本について、サービス利用者の尊厳を保持した自立支援の方 法、心身の活性化、心身の観察などについて実習を含めて扱う。また、人間関係構築 のためのコミュニケーション、関節可動域とボディメカニクス、福祉用具や介護ロボットを活用することの意義や目的についても扱う。

イ 居住環境の整備

ここでは、サービス利用者の状態や状況に応じた、安全で快適な居住環境の整備について、その意義や目的、サービス利用者のライフスタイルや価値観の尊重、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づく居住環境や住宅改修・福祉用具の効果的な活用方法などについて実習を含めて扱う。また、在宅、グループホームや特別養護老人ホーム等の施設による生活の場の違い、ユニットケアなど生活の形態の違いによる居住環境の特性や整備に関する工夫、プライバシーの確保などについても扱う。

ウ 身じたくの支援

ここでは、サービス利用者の状態や状況に応じた、安全・安楽な身じたくの支援について、衣服の着脱の意義や目的、身じたくへの意欲や装いの楽しみ、整容の支援方法と留意点などについて実習を含めて扱う。また、社会参加と身じたくの関連性、時や場所及び場合に合わせた服装の選択や組合せ、流行への配慮など、その人らしさの表現としての身だしなみ、口腔ケアなど、機能低下や障害が身じたくに及ぼす影響についても扱う。

エ 移動の支援

ここでは、サービス利用者の状態や状況に応じた、安全・安楽な移動の支援について、その意義や目的、自立した日常生活を送るために必要な移動・移乗の支援方法と留意点などについて実習を含めて扱う。また、サービス利用者の状態や状況に応じた安楽な体位の保持や体位変換、歩行、車いすなど福祉用具、介護ロボットの活用方法など、機能低下や障害が移動に及ぼす影響についても扱う。

オ 食事の支援

ここでは、サービス利用者の状態や状況に応じた、安全で楽しい食事の支援について、食事の意義や目的、食べる意欲を支える支援、食事における安全面への配慮、誤嚥や窒息の防止、脱水の予防などの留意点及び緊急時の対応など、自立に向けた食事に関する基礎的な支援方法と留意点などについて実習を含めて扱う。また、望嚼・嚥下障害、感覚障害、認知障害など、機能低下や障害が食事に及ぼす影響についても扱う。

カ 入浴・清潔保持の支援

ここでは、サービス利用者の状態や状況に応じた、安全・安楽な入浴や清潔保持の 支援について、入浴や清潔保持の意義や目的、入浴の楽しみを支える支援、転倒・転 落など入浴に伴う事故の予防と安全な浴室環境の整備と留意点などについて実習を含 めて扱う。また、プライバシーに配慮した安全・安楽な入浴・清潔保持、部分浴、清 拭,福祉用具の効果的な活用方法,機能低下や障害が入浴・清潔保持に及ぼす影響についても扱う。

キ 排泄の支援

ここでは、サービス利用者の状態や状況に応じた、安全・安楽な排泄の支援について、排泄の意義や目的、快適で安心できる排泄行為を支える支援と留意点などについて実習を含めて扱う。また、プライバシーの保護や尊厳の保持に配慮した排泄、ポータブルトイレやおむつ、失禁時、便秘や下痢、人工肛門、浣腸、導尿、機能低下や障害が排泄に及ぼす影響についても扱う。

ク 家事行動の支援

ここでは、サービス利用者の状態や状況に応じた、安全で効率の良い家事行動の支援について、家事の意義や目的、家事を行う意欲を支える支援、調理、洗濯、掃除、裁縫、家庭経営・家計の管理など日常生活における家事支援と留意点などについて実習を含めて扱う。また、機能低下や障害が家事行動に及ぼす影響についても扱う。

ケ 睡眠・休養の支援

ここでは、サービス利用者の状態や状況に応じた、安全・安楽な睡眠・休養の支援 について、睡眠・休養の意義や目的、健康を保持するための睡眠・休養の重要性、安 眠を促す環境を整える支援と留意点などについて実習を含めて扱う。また、機能低下 や障害が睡眠・休養に及ぼす影響についても扱う。

コ レクリエーションの支援

ここでは、サービス利用者の生活を活性化させ、生きる意欲を醸成するレクリエーションの支援について、生きがいや自己実現、豊かな生活を送るために必要なレクリエーションの意義や目的、サービス利用者の状態や状況を考慮したレクリエーション活動の在り方、芸術文化活動・スポーツ・学習活動などの具体的な技法などについて実習を含めて扱う。

[指導項目]

(3) 緊急時・災害時の支援

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、緊急時・災害時における介護の意義や目的、具体的な支援方法について扱うこと。

(3) 緊急時・災害時の支援

ここでは、科目の目標を踏まえ、緊急時・災害時における支援について、介護従事者 として担うべき役割と状況に応じた適切なサービスの提供などについて理解できるよう にすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 緊急時及び災害時における支援の意義や目的について理解するとともに、関連する 技術を身に付けること。
- ② 緊急時及び災害時の支援に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏ま え科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 緊急時及び災害時における介護従事者に求められる資質・能力について自ら学び, 主体的かつ協働的に取り組むこと。

ここでは、緊急時の支援については、緊急時に的確に対応し、行動できるようにするために、緊急時における支援の意義や目的、日常生活における危険の予防や外傷、発熱、誤嚥、熱傷、骨折など、介護現場で起こりやすい緊急事態、緊急時の連絡方法や緊急通報システム、心肺蘇生法や止血法など応急処置について実習を含めて扱う。また、緊急時における具体的な対応についても扱う。

災害時の支援については,災害時に,介護従事者として的確に行動できるようにする ために,災害時における支援の意義や目的及び役割,災害の種類や被災者の身体状況及 び心理状態の把握,災害時の情報伝達や安全確保,多職種連携について実習を含めて扱 う。また,災害時における対応,行動についても扱う。

〔指導項目〕

(4) 終末期の支援

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(4)については、終末期における介護の意義や目的、具体的な支援方法について扱うこと。

(4) 終末期の支援

ここでは、科目の目標を踏まえ、介護従事者として、いわゆる人生の最終段階である 終末期の支援について、サービス利用者の尊厳を守り、最期までその人らしく生活する ため終末期の経過に沿った支援やチームケア、サービス利用者の家族への支援などにつ いて理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 終末期における支援の意義や終末期の経過に沿った支援について理解するととも に、関連する技術を身に付けること。
- ② 終末期における支援に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科 学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 終末期における介護の意義について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。 ここでは、終末期の支援については、介護従事者としての姿勢、サービス利用者や家 族の心理を理解し、共有する支援方法を身に付けるために、終末期における介護の意義 や目的、サービス利用者の尊厳の保持、介護従事者の役割、サービス利用者の身体状況

や精神状態の変化、家族への適切な対応方法、ターミナルケアにおける多職種連携、死後の処置を扱う。また、サービス利用者や家族の生活習慣や価値観などの個別性を尊重し、事前の意思確認も含め最期までその人らしく生きられるための支援、グリーフケアなどについて扱う。

[指導項目]

- (5) 医療的ケア
 - ア 医療的ケアの理解
 - イ 高齢者及び障害者の喀痰吸引
 - ウ 高齢者及び障害者の経管栄養

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(5)のアについては、医療の倫理、医療的ケアに関連する法規、医療的ケアにおける介護職員の役割、健康状態の把握方法などについて扱うこと。また、安全に喀痰吸引や経管栄養の支援を提供する重要性、適切な観察と判断、感染予防などについて扱うこと。イについては、呼吸器系の構造と機能を含めて喀痰吸引の基礎的知識や実施手順などについて扱うこと。ウについては、消化器系の構造と機能を含めて経管栄養の基礎的知識や実施手順などについて扱うこと。

(5) 医療的ケア

ここでは、科目の目標を踏まえ、介護従事者として、医療的ケアを必要とするサービス利用者に安全で的確な喀痰吸引、経管栄養を医療職との連携などについて理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① サービス利用者にとって安全で的確な喀痰吸引,経管栄養の必要性を理解するとともに,関連する技術を身に付けること。
- ② 安全で適格な喀痰吸引や経管栄養を実施するために必要な課題を見いだし、科学的根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 医療的ケアについて自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 医療的ケアの理解

ここでは、個人の尊厳と自立、医療的ケアの概要、医療の倫理と医療的ケアに関連する法規、医療的ケアにおける介護従事者の役割、感染予防と標準予防策(スタンダード・プリコーション)、滅菌と消毒、療養環境の清潔と消毒法、危機管理とヒヤリハット・アクシデント、救急蘇生法、健康状態(バイタルサインを含む)と急変状態の把握と対応、安全に医療的ケアを提供する重要性などについて扱う。

イ 高齢者及び障害者の喀痰吸引

ここでは、高齢者及び障害者の喀痰吸引を安全に的確に実施するために、呼吸器系

の構造と機能, 常家吸引の基礎的知識, 常家吸引の必要物品と清潔保持, 常家吸引(ロシ腔内・鼻腔内・気管カニューレ内)の実施手順と留意点, シミュレータを用いた演習などについて, 「こころとからだの理解」の学習内容に関連付けて扱う。

ウ 高齢者及び障害者の経管栄養

ここでは、高齢者及び障害者の経管栄養を安全に的確に実施するために、消化器系の構造と機能、経管栄養の基礎的知識、経管栄養の必要物品と清潔保持、経管栄養(胃ろう・腸ろう・経鼻)の実施手順と留意点、シミュレータを用いた演習などについて、「こころとからだの理解」の学習内容に関連付けて扱う。

第5節 介護過程

この科目は、福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなど を通して、介護過程に関する知識と技術を身に付け、地域での継続した生活を支援する介 護過程の展開に必要な資質・能力を育成することを主眼としている。

今回の改訂では、地域を基盤とした生活の継続性を支援するという観点から、人間の尊厳の保持や自立支援、多職種協働などについて内容を充実させるとともに学びと実践の統合などの改善を図った。

第1 目標

1 目標

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、 介護過程の展開に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 介護過程について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 介護過程の展開に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 健全で持続的な社会の構築を目指して自ら学び、介護過程の適切な展開に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、情報収集とアセスメント、生活課題の分析、介護計画の立案と 実施などサービス利用者主体の介護過程の展開について、実践的・体験的な学習活動を 行い、介護過程の意義や役割を理解するとともに関連する技術を身に付け、地域を基盤 とした生活の継続性を尊重した介護過程の実践に必要な資質・能力を育成することをね らいとしている。

目標の(1)については、福祉に関する各科目で学んだ知識と技術を統合し、介護過程の展開に関する資質・能力を地域における継続した生活と関連させながら体系的・系統的に理解するとともに、実践的・体験的な学習活動を通して、関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、介護過程の展開に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、サービス利用者主体の介護過程を展開するため、福祉の見方・ 考え方を働かせて主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)介護過程の意義と役割、(2)介護過程の展開、(3)介護過程の実践的展開、(4)介護過程のチームアプロ

ーチの四つの指導項目で、2~6単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 介護過程に関する事象を、人間の尊厳、自立生活の支援、多職種協働、国際生活機能分類の視点から捉え、生活の継続性に配慮した支援の在り方と関連付けて指導すること。

内容を取り扱う際には、日々の様々な場面において人間の尊厳、自立生活の支援のためにはサービス利用者の自己決定やエンパワーメントを重視した多職種協働の支援や、 国際生活機能分類 (ICF) の視点を活用しながら、地域での継続した自立生活支援について、観察力や判断力、思考力を高めていくことが大切である。

また、サービス利用者の生活は、施設や在宅どちらで生活しても、地域において多世代とのつながりの中で様々な役割を担ってきたことに着目することやサービス利用者のもっている力を適切に評価し、意欲を引き出す支援と関連付けながら、福祉に関する他の科目で学んだ知識と技術を統合し、アセスメント能力を高められるように指導を行うことが大切である。

イ 実践的・体験的な学習活動を通して,介護過程の展開を実践する専門職としての生 徒の意識が高まるよう工夫して指導すること。

内容を取り扱う際には、実践的・体験的な学習活動を通して、介護過程の展開を理解し実践することが介護の質や専門性の向上に欠かせないことを生徒同士の主体的・対話的で深い学びを通して、生徒自ら気付くことができるように留意することが大切である。また、介護過程の展開にあたっては、サービス利用者や家族のプライバシーの保護及び安全面等に十分配慮するとともに、介護計画実施時は、巡回指導等を通じ、生徒がサービス利用者の望む継続的な自立生活を支援できるよう、実習指導者と連携しながら、サービス利用者の生活の質(QOL)に対して意識を高められるように留意することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

(1) 介護過程の意義と役割

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については,サービス利用者に応じた適切な介護の提供には介護

過程が必要なこと及び介護過程の一連の流れについて扱うこと。

(1) 介護過程の意義と役割

ここでは、科目の目標を踏まえ、介護過程の意義と役割やその概要及び介護過程の一連の流れについて扱い、科学的根拠に基づいた介護を専門職として実践する上で、介護過程の展開を常に意識しながら、サービス利用者と関わる重要性について理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 介護過程の意義や役割について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② サービス利用者の複雑化・多様化・高度化する介護ニーズなどについての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ サービス利用者の望む地域での継続した生活を支援するために介護過程の意義や 役割について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ここでは、一人一人のサービス利用者の尊厳の保持や自立生活支援の観点から、サービス利用者の全体像を把握しながら、あらゆる場面においてエンパワーメントを重視した自立生活支援を行うために、福祉に関する他科目で学んだ知識と技術を統合する思考過程について扱う。また、介護過程は、情報収集とアセスメントによりサービス利用者の生活課題を明確にし、サービス利用者が継続的に地域で充実した生活を送るために、適切な介護を提供するための介護の開始から終結までの一定期間に対する支援体制、目標設定、介護計画の立案、実施、評価、介護計画の変更・修正などの一連の対応であり、介護の実践においては、明確な根拠に基づく意図的な関わりとして、介護過程の展開の必要性について扱う。さらに、介護を継続的に提供するために、介護従事者同士がチームでサービス提供を行う場面や介護従事者を含めた多職種協働で行う場面において、介護過程の果たす役割や意義について扱う。

[指導項目]

- (2) 介護過程の展開
 - ア 情報収集とアセスメント
 - イ 生活課題と目標設定
 - ウ 介護計画の立案
 - エ 介護計画の実施と評価

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、将来の自立に向けた生活課題の解決及び目標の設定、サービス利用者の希望を尊重した介護計画の立案など介護過程の要素や介護従事

者として必要な視点及び能力について扱うこと。

(2) 介護過程の展開

ここでは、科目の目標を踏まえ、介護過程の構成要素とその内容について理解するとともに、サービス利用者の価値観、本人の意思やエンパワーメントを重視した支援、施設や在宅どちらで生活しても地域における継続的な役割や多世代との関わり、つながりを大切にした自立生活を支援するために、介護過程の展開と一連のプロセスを身に付けることをねらいとしている。また、アセスメント用紙は、生徒の状況に応じたアセスメント様式を選択できるように留意し、記録の目的や意義、記録方法について理解するとともに、適切な観察力や情報収集能力、記録する能力を高めることをねらいとしている。このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 介護過程の展開について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② アセスメント,介護計画の立案,実施,評価などの介護過程を展開についての課題を発見し,職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ サービス利用者主体の継続した地域生活を支援するための介護過程の展開について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報収集とアセスメント

福祉に関する他科目で学んだ知識と技術を統合し、観察力や判断力から、サービス利用者の状況、心理やその変化について、サービス利用者や家族などとの会話や五感への働きかけなどを活用してアセスメントを行う重要性について扱う。また、サービス利用者の心身や生活状況及び家族や介護従事者等との関係性が日々変化することを理解しながら、適切にアセスメントすることや家族への指導・支援についても扱う。さらに、社会的支援ネットワークや他の職種、家族、地域住民などからの情報を含め、必要な情報を正確に収集し、サービス利用者の生活全体について個別に捉えることや介護ニーズを的確に把握することが、サービス利用者の誇りや価値観を大切にした地域での継続した生活を支援する上で重要であることについて扱う。

イ 生活課題と目標設定

収集した情報とアセスメントから、サービス利用者の生活課題を明確にし、重要性・緊急性の観点から生活課題の優先順位を根拠に基づき検討するとともに、サービス利用者が望む自立した豊かな生活の支援のために、長期目標と短期目標を設定することについて扱う。また、その目標は、サービス利用者、家族、介護従事者、多職種や地域住民などが共有する必要性についても扱う。さらに、多職種などにおいて情報共有を行う時の情報管理について、サービス利用者や家族への説明と同意の大切さやプライバシーの保護について扱う。

ウ 介護計画の立案

設定した目標を達成するためには、サービス利用者及び家族の希望や主体性を尊重

するとともに、フォーマル・インフォーマルな社会資源や福祉用具と介護ロボットなどの活用、多職種協働によりサービス利用者や家族のエンパワーメントを重視した効果的な介護計画の立案について扱う。また、不測の事態を実施前に想定して、環境面などの準備体制を整えることやその際サービス利用者や家族などに説明を行い、同意を得た上で行うことについても扱う。

エ 介護計画の実施と評価

介護計画の実施に当たっては、サービス利用者や家族の同意を得た上で、サービス利用者の意欲や可能性を引き出せるように環境面などに配慮しながら実施し、サービス利用者の状況や実施した内容について観察及び記録を通して、目標の達成状況や介護福祉サービスの提供状況などを評価することについて扱う。また、サービス利用者の状況変化に伴い、介護計画の変更や修正については、サービス利用者の意思を尊重し生活の質(QOL)が高まるよう支援するとともに家族への支援、多職種協働で行うことの必要性についても扱う。

[指導項目]

(3) 介護過程の実践的展開

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、(2)と関連付けて具体的に扱うこと。また、各種メディア教材を活用し、具体的な事例に基づき演習を行うとともに、介護活動における記録についても扱うこと。

(3) 介護過程の実践的展開

ここでは、科目の目標を踏まえ、各種メディア教材や介護実習での事例などを参考に プライバシーに配慮しながら、生徒同士による主体的・対話的で深い学びに向けた演習 を行い、介護過程の展開における実践的な能力と態度を育成することをねらいとしてい る。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 介護過程の実践的展開について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② アセスメント,介護計画の立案,実施,評価の介護過程の実践的展開についての課題を発見し,職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ サービス利用者主体の継続した地域生活を支援するための介護過程の実践的展開 について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ここでは、個別の事例について、障害の種類や自立の状況、家族状況、地域の社会資源などを考慮するとともに、生徒の理解状況に応じて段階的に中途障害や医療的ケア、終末期の事例などを取り上げ、介護過程の実践的な展開として国際生活機能分類(ICF)、

地域包括ケアシステムや地域共生社会の視点を含めて一連の流れとして扱う。また,演習においては主体的・対話的な深い学びを通じて,介護従事者としての必要な視野を広げるとともに,サービス利用者の意思やエンパワーメントを重視した自立生活支援における専門職に求められる視点について扱う。介護計画の立案に当たっては,内容(2)介護過程の展開のウ介護計画の立案に留意し,サービス利用者の自立や豊かな生活につながる幅広い計画を立案して検討するなど多世代とのつながりのある継続的な地域生活への支援について扱う。さらに,介護計画の実施と評価までの演習では,終結した事例などを活用し,サービス利用者と福祉用具や介護ロボット等も含めた社会資源の調整及び多職種協働による再アセスメントを行い,評価を適切に行うまでを扱う。

[指導項目]

- (4) 介護過程のチームアプローチ
 - ア 介護過程とチームアプローチの意義
 - イ 介護過程とチームアプローチの実際

(内容の範囲や程度)

エ 指導項目の(4)のアについては、チームの組み方や進め方についても扱うこと。イについては、具体的な事例を通して、チームアプローチの展開の演習などを行うこと。

(4) 介護過程のチームアプローチ

ここでは、科目の目標を踏まえ、チームアプローチの意義や進め方を学習し、演習を通してチームアプローチによる介護過程の展開について理解するとともに、チームアプローチに求められる実践的な能力と態度を身に付けることをねらいとしている。また、介護サービス計画や協働する他の専門職が作成するケア計画などについて学ぶことで、チームとして介護過程を展開することの意義や方法を理解することをねらいとしている。このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 介護過程のチームアプローチの意義や進め方について理解するとともに、関連する 技術を身に付けること。
- ② 介護過程をチームで展開することについての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 介護過程のチームアプローチについて自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 介護過程とチームアプローチの意義

地域における継続的な自立生活を支援するために、介護過程とチームアプローチの 必要性について扱う。そのためには、介護従事者の作成する個別介護計画や協働する 他の専門職のケア計画と個別介護計画の関係性、チームとして介護過程を展開するこ との意義や方法について扱う。また、多職種協働やチームの組み方と進め方について 具体的な事例と関連付けて扱う。さらに、介護過程とチームアプローチにより、個人 の生活課題と考えられていたことが地域の共通の課題と認識され、この課題に関わった地域住民や多職種などが主体的に地域に働きかけることで、住民がその課題を自分事として捉えるようになり、住民の意識や行動に変化が起こり、地域の新たなつながりが生まれた事例について、地域共生社会や地域包括ケアシステムと関連して具体的に扱う。

イ 介護過程とチームアプローチの実際

ここでは、継続した地域の多世代とのつながりや役割などを意識した自立生活支援についての演習を通じ、サービス利用者の心身の状態や家族等の環境などの変化に応じた介護過程の展開に向けて、介護従事者間のマネジメントや多職種協働を行う際のチームの組み方や進め方などについて、具体的な事例と関連付けて扱う。また、チームアプローチによる介護過程の展開について、サービス利用者への支援として、様々な専門職や地域住民が新たな関わりやつながりを構築するとともに、多職種との連携・協働の方法、チームリーダーの役割やチームの構成員の役割について、具体的な事例と関連付けて扱う。さらに、地域共生社会や地域包括ケアシステムと関連する具体的な事例についても扱う。

第6節 介護総合演習

この科目は、福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、福祉に関する他の科目で学んだ知識と技術を統合し、課題解決に関する知識と技術を身に付け、介護実習、地域福祉や福祉社会の事例研究、調査などに必要な資質・能力を育成することを主眼としたものであり、従前と同様に福祉に関する学科における原則履修科目として位置付けている。

今回の改訂では、知識と技術の統合の観点から介護実践の科学的探究を推進する実験についての学習を取り入れるとともに、地域福祉や福祉社会など広く課題設定ができるように改善を図った。

第1 目標

1 目標

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の創造と発展に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域福祉や福祉社会について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 地域福祉や福祉社会に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ解決策を探求し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 健全で持続的な社会の構築を目指して自ら学び、地域福祉や福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、介護実習や事例研究、調査などについて、福祉に関する他の科目で学んだ知識と技術を統合するなどの実践的・体験的な学習活動を行い、課題解決に必要な資質・能力を育成することをねらいとしている。

目標の(1)については、地域福祉や福祉社会に関する資質・能力を福祉に関する他の科目で学んだ知識と技術を関連させながら体系的・系統的に理解するとともに、実践的・体験的な学習活動を通して、関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、地域福祉や福祉社会に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、地域福祉や福祉社会の発展のため、福祉の見方・考え方を働かせて主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)介護演習、(2)事例研究、(3)調査、研究、実験の三つの指導項目で、 $2 \sim 3$ 単位程度履修されることを

想定して内容を構成している。また,内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(1)から(3)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色に応じて、いずれかを選択して扱うことができること。また、生徒の興味・関心、進路希望、学校や地域の実態、学科の特色等に応じて、(1)から(3)までの中から、個人又はグループで適切な課題を設定し、地域福祉や福祉社会に関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。

内容を取り扱う際には,〔指導項目〕の(1)から(3)までについては,生徒の実態,資格取得等に応じて必要な部分を選択し,他の科目との関連も考慮し,基礎的な内容を取り扱うことが大切である。また,基礎的な知識,技術を身に付けることにとどまらず,具体的なサービス利用者の事例を取り扱う演習などを通して,サービス利用者の状況に応じた自立生活の支援ができるようにすることが大切である。

また、この科目は福祉に関する学科における原則履修科目として位置付けていることから、生徒の身近な地域や生活上の課題などを設定し、個人またはグループで自由な発想と広い視野で深化・統合化を図り、解決に向けて取り組むことも大切である。

イ 実践的・体験的な学習活動を通して、演習や研究などを適切かつ総合的に展開し、 サービス利用者の生活と人権を守る福祉の在り方について、専門的な知識や技術の発 展と関連付けて指導すること。

内容を取り扱う際には、研究等によってサービス利用者への不利益並びに危険性等予想し得る倫理的問題とこれらに対する配慮と対策についても取り扱い、サービス利用者の個人情報保護や人権等に十分配慮することが大切である。また、生徒の安全確保にも十分留意することが大切である。

ウ 専門的な知識,技術などの深化・総合化を図るとともに,介護実習の事前・事後指導,施設等のオリエンテーション,実習報告会を実施するなど効果的に指導すること。

内容を取り扱う際には、介護実習の事前指導においては、実習施設の理解を深め、介護実習が施設及びサービス利用者の理解・承諾を前提として成り立っていることを理解するとともに、適切かつ総合的に展開できるよう配慮する。また、事後指導においても十分な振り返りを行うとともに、生徒の表現力の育成等や地域社会にその成果を広げるために実習報告会等の機会を設けることが大切である。

エ 自己の課題を明確化するとともに、他者の課題も共有し、専門職としての生徒の意 識が高まるよう工夫して指導すること。

内容を取り扱う際には、これまでの様々な体験や学習活動を通して、生徒の興味・関心等に則した課題を見いだし、深化させることが大切である。なお、成果の発表に際しては、地域や福祉関係者等を招いて交流を深め、教育活動に対する理解が深まるよう配

慮することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 介護演習

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1) については,「介護実習」と関連付けて,介護実習の意義と目的, 個人情報保護やリスクマネジメントなどについて扱うこと。

(1) 介護演習

ここでは、科目の目標を踏まえ、介護実習の意義と役割について自ら学ぶとともに、 介護実習に取り組む意識と意欲を高めることができるようにする。また、介護実習の各 段階に応じた目標や内容に関わる問題を見いだし、事例や自己の課題を設定し、合理的 かつ創造的に解決するために考察するとともに、専門的な技術と知識の深化及び解決の ために研究等を行うことをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 介護実習が適切かつ総合的に展開できるよう,介護実習の意義や目的などについて 理解するとともに,関連する技術を身に付けること。
- ② 介護実習を通して、個人情報保護やリスクマネジメントなどについて課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 地域での継続した生活を支援する介護実習について自ら学び、主体的かつ協働的に 取り組むこと。

ここでは、介護実習の意義や目的、内容、実習生としての役割や心構え、危機管理や個人情報保護、様々な社会福祉施設の役割等について扱う。実習の教育効果を高めるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、各段階に応じた具体的な事例を扱い、介護実践につながる内容とする。また、介護実習のまとめとして、実習の振り返り、介護の知識や技術を実践と結びつけて深化・統合化を図るとともに、自己の課題を明確にする。さらに、介護実習のレポートや実習記録、感想文等を作成し、以後の介護実習にも活用できるようにするとともに、介護実習の成果を発表できる機会をもち、介護実習の情報共有を図るとともに、知識と実践の深化・統合を図る学習活動を扱う。

〔指導項目〕

(2) 事例研究

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2) については,「介護実習」や福祉活動の体験などから得た事例等 の考察や介護計画の作成などを行うこと。

(2) 事例研究

ここでは、科目の目標を踏まえ、介護実習や福祉活動の体験などの事例を扱い、求められる生活課題について考えるとともに、生徒が主体的に事例研究を行うことにより、 課題解決能力や自発性・創造性を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 事例研究を通してサービス利用者の心理や生活状態などについて理解するととも に、関連する技術を身に付けること。
- ② 介護実習や福祉活動などから得た体験についての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 介護実習や福祉活動などをから得た体験について自ら学び,事例研究に主体的かつ 協働的に取り組むこと。

ここでは、介護実習の体験などを踏まえて、各段階に応じた目標や内容に関わる問題を見いだし、事例や自己の課題を設定するとともに解決に向けた研究を行う。また、介護実習や福祉活動の体験から得た事例を扱い、それを基にして課題を発見し、求められる介護に対するサービスの内容や介護者の対応方法、目標設定など専門職としての支援の在り方などを考察し、課題解決に向けた学習活動を扱う。

〔指導項目〕

(3) 調査,研究,実験

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3) については、「社会福祉基礎」や福祉活動の体験などに基づいて 課題を設定して、情報収集や調査、研究、実験を行うこと。

(3) 調査, 研究, 実験

ここでは、科目の目標を踏まえ、生徒自身が主体的に課題を設定し、その解決を目指して、「社会福祉基礎」や福祉に関する他の科目などで学習した知識と技術を活かして調査や研究、実験を行うことにより、課題解決の能力や自発性・創造性を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、

〔指導項目〕を指導する。

- ① 調査,研究,実験などを通して,福祉の各分野について理解するとともに,関連する技術を身に付けること。
- ② 福祉の各分野について、調査、研究、実験などを通して課題を発見するとともに、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 福祉の各分野について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ここでは、質の高い介護実践や科学的根拠に基づいた実践研究の意義とその方法を理解するとともに、福祉に関する他の科目で得た知識や技術に関する課題や生徒が興味・関心をもった課題、地域における課題、ボランティアなどの様々な活動を通して気付いた課題、進路希望等に応じた課題など福祉に関する幅広い課題についての実践研究を扱う。実践研究に当たっては、ICTの活用、社会人講師や外部機関等との共同研究のほか、成果のまとめや発表など言語活動の充実を図る学習活動を取り入れることも大切であるとともに、個人情報の保護や人権擁護に努める必要がある。

第7節 介護実習

この科目は、福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなど を通して、地域における継続した生活を支援する知識と技術を身に付け、サービス利用者 主体の生活支援に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、地域での継続した生活を支援するという観点から、地域における様々な場におけるサービス利用者の生活や家族を含めた支援の在り方、多職種協働などについての内容を充実させるなどの改善を図った。

第1 目標

1 目標

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、 根拠に基づいた介護及び支援を実践するために必要な資質・能力を次のとおり育成す ることを目指す。

- (1) 介護及び支援の実践について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 介護及び支援の実践に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ 科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 健全で持続的な社会の構築を目指して自ら学び、介護及び支援の適切な実践に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、多様な場における介護実習や個別ケアに関する実習、コミュニケーションや介護技術などについて実践的・体験的な学習活動を行い、地域で継続した生活を支援することを理解するとともに関連する技術を身に付け、介護実践を担うために必要な資質・能力を育成することをねらいとしている。

目標の(1)については、サービス利用者主体の介護や支援に関する資質・能力を地域の 生活の継続性と関連させながら体系的・系統的に理解するとともに、実践的・体験的な 学習活動を通して関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、地域における継続した生活に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、地域における継続した生活の支援を行うため、福祉の見方・考え方を働かせて主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)多様な介護の場における実習、(2)個別ケアを理解するための継続した実習の二つの項目で、 $4\sim16$ 単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮

事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(1)については、多様な介護の場における実習を通して、サービス利用者について理解できるよう留意して指導すること。また、「介護総合演習」と関連付けて指導すること。

内容を取り扱う際には、介護実習がサービス利用者の生活空間で行われるため、実習 指導者と実習の目標を共有するなど連携を図りながら、各段階に応じた目標を明確にし て、意欲的に実習に取り組むことが大切である。また、多様な介護の場における実習を 通して、サービス利用者の理解を図るために、高齢者だけではなく障害者も含めて、在 宅介護・施設介護など多様な介護実習が可能となるようにする。

イ [指導項目]の(2)については、継続した実習を行う中で、サービス利用者の介護計画の作成、実施後の評価、介護計画の修正など一連の介護過程を実践することができるよう留意するとともに、「介護過程」及び「介護総合演習」と関連付けて指導すること。また、サービス利用者の状態や状況に応じた適切で安全な介護や支援を行う態度を養うことができるよう留意して指導すること。

内容を取り扱う際には、各実習先におけるサービス利用者を一定期間担当し継続した 実習を行う中で、サービス利用者が望む生活や自己実現を果たすことができるように立 案された目標の設定、介護計画の立案、実施、評価、修正など一連の介護過程を実践で きるようにすることが大切である。また、サービス利用者の個人情報に留意して指導す ることが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 多様な介護の場における実習
 - ア コミュニケーションの実践
 - イ 介護技術の実践
 - ウ 多職種協働及びチームケアの理解

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のアについては、サービス利用者や家族とのコミュニケーション 能力を高める技法について扱うこと。イについては、基本的な介護技術の実践につい て扱うこと。

(1) 多様な介護の場における実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、多様な介護の場における実習において、対人援助に 必要とされる基本的・基礎的なコミュニケーション技術及び介護技術に基づき、サービ ス利用者や家族とより実践的なコミュニケーション能力及び応用力のある介護技術を高 めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 多様な介護の場における実習を通して、サービス利用者の状態や状況に応じたより 実践的なコミュニケーション及び介護技術などについて理解するとともに、関連する 技術を身に付けること。
- ② 多様な介護の場における実習についての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 多様な介護の場について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア コミュニケーションの実践

ここでは、言語的なコミュニケーションや非言語的なコミュニケーションを用いて、 サービス利用者の自己表現を適切に受け止めることができるようにするために、サー ビス利用者の状況や心身の状態に応じたコミュニケーション技法を扱う。

イ 介護技術の実践

ここでは、介護の場における基本的な介護技術の実践を行うとともに、自立生活支援のために介護が提供されていることについて理解できるように留意する。また、高齢者における介護予防や自立生活支援、障害者の介護や支援における障害に応じた基本的な介護技術、地域における生活支援の実践を扱う。

ウ 多職種協働及びチームケアの理解

ここでは、介護の場でのサービス利用者には多様な生活課題があり、自立生活支援 のために多職種協働やチームケアが重要であることを扱う。また、多職種との協働の 中で介護従事者としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やカンファレ ンス等を通じて多職種協働やチームケアについて扱う。

[指導項目]

- (2) 個別ケアを理解するための継続した実習
 - ア 個別的な介護技術の実践
 - イ 介護過程の実践

(内容の範囲や程度)

イ 「指導項目〕の(2)については,一定期間継続した介護実習を行い,サービス利用者 一人一人の個性や生活のリズムを尊重した個別ケアの実践を中心に扱うこと。

(2) 個別ケアを理解するための継続した実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、サービス利用者一人一人の個性や生活リズムを尊重 した個別ケアの実践を中心に一定期間継続した介護実習を行い、サービス利用者が望む 生活や自己実現に向け生活課題に応じた介護過程の実践ができるようにすることをねら いとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 個別ケアを理解するための継続した実習を通して、サービス利用者の様々な個性、 生活背景、障害の状態、生活課題などについて理解するとともに、関連する技術を身 に付けること。
- ② 個別ケアを理解するための継続した実習についての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 継続した実習について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 個別的な介護技術の実践

ここでは、サービス利用者の状況や状態、生活課題などを把握させ、サービス利用者の自立生活を支援し、生活の質 (QOL) を高めながら、一人一人に対応した介護を提供することができるようにするために、多職種協働やチームケアの実践を理解し、チームアプローチに必要な知識と技術について扱う。

イ 介護過程の実践

ここでは、サービス利用者主体の生活と自立を支援するため、解決すべき生活上の 課題を明確化した上で、サービス利用者の状況や状態に応じた適切で安全な介護過程 の実践について扱う。

第8節 こころとからだの理解

この科目は、福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、サービス利用者の理解、心身機能や発達段階、認知症や障害など生活支援の根拠に関する知識と技術を身に付け、科学的根拠を基にした生活支援を行うため必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアや災害時の介護に関する内容を追加するとともに、認知症の心理的側面や認知症ケアに関する内容を充実させるなどの改善を図った。

第1 目標

1 目 標

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、介護を実践するための人間の理解に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自立生活の支援に必要なこころとからだについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 自立生活の支援に必要なこころとからだに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 健全で持続的な社会の構築を目指して自ら学び、こころとからだに基づいた自立 生活の支援に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、心身の構造や機能及び発達段階、生活支援と心身の関係、認知症と障害などについて、実践的・体験的な学習活動を行い、福祉・介護を実践する際の根拠を理解するとともに関連する技術を身に付け、生活支援を行うために必要な資質・能力を育成することをねらいとしている。

目標の(1)については、自立生活の支援に必要なこころとからだの理解について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、こころとからだの理解に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、生活支援の根拠となるこころとからだの理解を活用した介護 実践を自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)こころとからだの基礎的理解、(2)生活支援に必要なこころとからだのしくみの理解、(3)発達と老化

の理解, (4)認知症の理解, (5)障害の理解の五つの指導項目で, 2~8単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また, 内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 〔指導項目〕の(1)から(5)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色に応じて、いずれかを選択して扱うことができること。

内容を取り扱う際には、〔指導項目〕の(1)から(5)までについては、生徒の実態、資格取得等に応じて必要な部分を選択し、他の科目との関連も考慮し、基礎的な内容を取り扱うことが大切である。また、基礎的な知識、技術を身に付けることにとどまらず、具体的なサービス利用者の事例を取り扱う演習などを通して、サービス利用者の状況に合った自立生活の支援ができるようにすることが大切である。

イ [指導項目]の(1)については、介護技術の根拠となるこころとからだの関連や人体 構造と機能について理解できるよう留意して指導すること。また、介護福祉サービス における安全や心理面への配慮に関連付けて指導すること。

内容を取り扱う際には、介護実践に必要な観察力、判断力の根拠となる人間の心理、 人体の構造や機能を理解することが大切である。また、介護における安全への留意点や 心理的側面に配慮するように取り扱うこと。

ウ [指導項目]の(2)については、福祉用具や介護ロボットの活用を含めた介護福祉サービスにおける安全や心理面への配慮に関連付けて指導すること。また、基本的な生活行動と各器官の機能を関連付けて指導すること。

内容を取り扱う際には、「生活支援技術」との関連を図り、生活支援を行う際に必要となる知識として、こころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解することが大切である。また、ニーズが高まっている災害時や終末期の心身の状態についても取り扱うこと。特にサービス利用者の自立と尊厳の観点から地域での継続した生活を支援する能力として、福祉用具や介護ロボットの活用を含めた指導を安全や心理面への配慮に関連付けて行うことが大切である。

エ 〔指導項目〕の(3)から(5)までについては、サービス利用者の生活や心身の状況に加え、家族を含めた周囲の環境にも関連付けて指導すること。

内容を取り扱う際には、サービス利用者と家族も含めた周囲環境を総合的に捉え、医療職等の多職種と連携しながら、サービス利用者や家族の心身の状況や環境を考えた介護の提供に主体的かつ、協働的に取り組む態度を育成できるように指導することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

(1) こころとからだの基礎的理解

ア こころの理解

イ からだのしくみの理解

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のアについては、人間の基本的欲求や社会的欲求、発達課題など についても扱うこと。イについては、人体の構造や機能、生命維持のしくみや人体各 部の名称などについて扱うこと。また、健康状態の把握方法については、医療的ケア と関連付けて扱うこと。

(1) こころとからだの基礎的理解

ここでは、科目の目標を踏まえ、人間の心理、人体の構造と機能の基礎的な知識、生活場面に応じた心身の状況や機能低下や障害が及ぼす影響などについて理解することを ねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 人間の欲求や発達課題,人体の構造や機能,生命維持の仕組みや人体各部の名称などについて理解するとともに,関連する技術を身に付けること。
- ② こころとからだの基礎的理解を通して、サービス利用者の自立と尊厳を支える介護についての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ こころとからだの基礎的理解について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア こころの理解

ここでは、こころの基礎的な理解として、動機付けと欲求、自己概念と尊厳、学習 や思考・感情の仕組み、感覚・知識・認識の仕組み、社会的行動、適応と適応機制、 ストレスなどについて扱う。

イ からだのしくみの理解

ここでは、からだのしくみに関する基礎的な理解として、人間の生命の維持・恒常性の仕組み(体温、呼吸、脈拍、血圧、その他)をバイタルサインと関連させ、日常生活における観察技術とともに扱う。また、国際生活機能分類(ICF)の視点から、人体の構造と人体各部位の名称及び機能、関節可動域とボディメカニクスや関節の可動域などについても扱う。さらに、健康状態の把握の方法について、医療的ケアと関連付けて扱う。

[指導項目]

- (2) 生活支援に必要なこころとからだのしくみの理解
 - ア 身じたくに関するこころとからだのしくみ
 - イ 移動に関するこころとからだのしくみ
 - ウ 食事に関するこころとからだのしくみ
 - エ 入浴・清潔に関するこころとからだのしくみ
 - オ 排泄に関するこころとからだのしくみ
 - カ 睡眠・休養に関するこころとからだのしくみ
 - キ 緊急時・災害時に関するこころとからだのしくみ
 - ク 終末期に関するこころとからだのしくみ

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、「生活支援技術」と関連付けて扱うこと。キについては、具体的な事例を通して、サービス利用者の状態や状況に応じた緊急時・災害時における介護について扱うこと。クについては、サービス利用者の心身の状態に応じた保健医療職など他の職種との連携についても扱うこと。

(2) 生活支援に必要なこころとからだのしくみの理解

ここでは、科目の目標を踏まえ、生活支援の根拠として、サービス利用者の日常生活の全てに関連する行為や緊急時・災害時、終末期の心理的・身体的側面についての基礎的な知識を習得させることをねらいとしている。また、日常生活での変化に気付き、必要に応じて保健医療関連職など他の職種と連携できる能力を養うことをねらいとしている。さらに、福祉用具と介護ロボットについても各生活支援の中で扱う。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 生活場面に応じた生活支援に必要なこころとからだのしくみについて理解すると ともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 地域での継続した生活の支援、緊急時・災害時における介護、終末期における看取りなどについての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 生活支援に必要なこころとからだの理解について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 身じたくに関するこころとからだのしくみ

ここでは、身じたくに関するこころとからだのしくみについて、爪・毛髪の構造と機能、口腔の清潔などを、身じたくが生活の楽しみやその人らしさの表現、社会生活を送る上での生活行為であることなどについて扱い、心身の機能低下が身じたくや整容行動に及ぼす影響について理解する。

イ 移動に関するこころとからだのしくみ

ここでは、移動に関するこころとからだのしくみについて、移動行為の意味、重心 とバランス、良肢位、安全・安楽な移動、姿勢・体位の保持、歩行の仕組み、筋力・ 骨の強化の仕組みなどについて扱い、加齢や障害、意欲の低下などが移動や運動に及 ぼす影響について理解する。

ウ 食事に関するこころとからだのしくみ

ここでは、こころとからだのしくみについて、生理的・心理的・社会的な食事の意義、食事に関する各器官のはたらき、必要な栄養素と量、水分量、食欲、口渇、食べる仕組みと咀嚼と嚥下運動、消化などについて扱い、低血糖・高血糖、嚥下障害等の機能の低下・障害、食事制限が及ぼす心身や食行動への影響について理解する。また、誤嚥を予防するための日常生活での留意点、嚥下障害や脱水に気付く観察のポイントや対応についても扱う。

エ 入浴・清潔に関するこころとからだのしくみ

ここでは、入浴・清潔保持に関連したこころとからだの基礎知識として、入浴や清潔の生理的意味、入浴の効果、皮膚の仕組みと発汗、かゆみ、かぶれ、褥瘡等について扱い、機能の低下・障害が及ぼす入浴、清潔保持への影響や入浴が及ぼす身体への負担について理解する。

オ 排泄に関するこころとからだのしくみ

ここでは、排泄に関連したこころとからだの基礎知識として、排泄の生理的意味と 仕組み、人工膀胱や人工肛門などについて扱い、排泄に関連した機能低下やその影響 (便秘、下痢、失禁等)について理解する。

カ 睡眠・休養に関するこころとからだのしくみ

ここでは、睡眠・休養に関連したこころとからだの基礎知識として、睡眠・休養の 生理的意味や仕組み、睡眠時間とリズム、睡眠に関連した器官などをついて扱い、睡眠・休養に関連した機能低下・障害が及ぼす心身の影響について理解する。

キ 緊急時・災害時に関するこころとからだのしくみ

ここでは、緊急時・災害時に関するこころとからだのしくみについて、緊急時や災害時におけるサービス利用者の状態を理解し、心的外傷後ストレス障害(PTSD)やストレス、こころのケア、主な疾病と起こりやすい症状、救急救命、感染対策など状況に応じた適切な対応等についても扱い、我が国における災害救助の概要や医療関連職との連携と協働について理解する。

ク 終末期に関するこころとからだのしくみ

ここでは、人生の最終段階にある人と家族を支援するため、終末期の心身の変化や 生活に及ぼす影響などについて扱い、医療職との連携による看取りのケアについて理 解する

〔指導項目〕

(3) 発達と老化の理解

- ア 人間の成長と発達
- イ 老年期の理解と日常生活
- ウ 高齢者と健康

(内容の範囲や程度)

- ウ 〔指導項目〕の(3)及び(5)については、高齢者や障害者などに多く見られる疾病、 感染症、機能低下及び日常生活への影響などについて扱うこと。また、医薬品とその 使用法についても扱うこと。さらに、高齢者や障害者の交通安全などについても扱う こと。
- エ 〔指導項目〕の(3)のアについては、人間の成長・発達における心理や身体機能の変化と日常生活への影響について扱うこと。イについては、老年期の定義、高齢者の医療制度などについて、「社会福祉基礎」や「介護福祉基礎」と関連付けて扱うこと。ウについては、ヘルスプロモーションの考え方及び生涯を通じた健康についても扱うこと。また、健康と環境や食品などとの関係についても扱うこと。

(3) 発達と老化の理解

ここでは、科目の目標を踏まえ、人間の成長と発達の過程における、身体的、心理的、 社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活 を支援するために必要な基礎的な知識を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 人間の成長と発達における心理面や身体機能の変化と日常生活への影響など発達と老化について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 発達と老化についての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 人間の成長と発達の過程に応じた生活などについて自ら学び、主体的かつ協働的に 取り組むこと。

ア 人間の成長と発達

ここでは、人間の成長と発達について、発達に関する考え方、発達段階と発達課題 など各ライフサイクルにおける身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な 疾病等について扱う。

イ 老年期の理解と日常生活

ここでは、老年期の理解と日常生活について、老年期の定義、老年期の特徴、加齢に伴う心身の変化と日常生活への影響などについて扱う。また、交通安全も含め高齢者の日常生活を具体的に扱う。

ウ 高齢者と健康

ここでは、高齢者と健康について、高齢者に多く見られる疾病及び日常生活上の留 意点、健康の維持・増進などについて扱う。また、基礎的な医薬品とその扱いの知識 と保健医療職との連携, ヘルスプロモーション, 健康と環境や食品などとの関係など についても扱う。

[指導項目]

- (4) 認知症の理解
 - ア 認知症の基礎的理解
 - イ 認知症に伴う心身の変化と日常生活
 - ウ 認知症を取り巻く状況

(内容の範囲や程度)

- オ 〔指導項目〕の(4)及び(5)については、地域包括支援センターの役割や機能など地域の支援体制や関連職種との連携と協働、チームアプローチ及び家族への支援や指導についても扱うこと。
- カ 〔指導項目〕の(4)については、認知症の特徴と生活への影響、予防と治療、支える 家族や生活面への影響について扱うこと。 ウについては、認知症ケアの歴史や理念、 罹患者数の推移、認知症高齢者への支援対策の概要についても扱うこと。

(4) 認知症の理解

ここでは、科目の目標を踏まえ、認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する 基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を 活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識や技術を習得し、認知症の人 に適切な支援を行い、必要に応じて医療関連職と連携できる能力を養うことをねらいと している。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 認知症ケアの歴史や理念を含む認知症を取りまく社会的環境など認知症について 理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 認知症の人の生活及び家族や社会との関わりなどについての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 認知症や認知症を取り巻く状況について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 認知症の基礎的理解

ここでは、認知症の医学的・心理的側面から認知症の原因となる疾患及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を扱う。 また、認知症が及ぼす心理的影響や認知症に伴う日常生活への影響などを理解した上で、本人主体で個別性に応じた支援、地域とのつながり及び家族への支援を含めた認知症ケアについても扱う。

イ 認知症に伴う心身の変化と日常生活

ここでは、認知症が及ぼす心理的影響、認知症の人の特徴的な行動障害、周辺症状の背景を理解するとともに、認知症に伴う日常生活への影響などを扱う。また、家族や住居などの環境の変化が認知症に与える影響、認知症の人の特性を踏まえたアセスメントや生活支援などについても扱う。

ウ 認知症を取り巻く状況

ここでは、認知症ケアの歴史と理念、認知症の現状と今後、認知症に関する施策や 取組などについて扱う。また、認知症の人や家族に対する支援体制として地域包括支 援センターについて、その役割や機能など地域でのサポート、関連職種との連携と協 働、家族会などについても扱う。

[指導項目]

- (5) 障害の理解
 - ア 障害の基礎的理解
 - イ 生活機能障害の理解
 - ウ 障害者の生活理解

(内容の範囲や程度)

キ [指導項目]の(5)については、障害に関する基本的な考え方と関連法規について、「社会福祉基礎」と関連付けて扱うこと。アについては、国際障害分類から国際生活機能分類への障害の捉え方の変遷について扱うこと。イについては、各種障害の種類や特性などについて扱うこと。ウについては、具体的な事例を通して、障害が日常生活に及ぼす影響、心身機能の活用、在宅医療を含めた地域における支援体制などについても扱うこと。

(5) 障害の理解

ここでは、科目の目標を踏まえ、障害に関する基礎的な考え方や各種障害の種類や特性、障害が日常生活に及ぼす影響などについて扱うとともに、障害者の地域での生活を理解し、本人や家族への支援などについて理解するための基礎的な知識を習得することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 障害の概念や特性,支援する制度など障害について理解するとともに,関連する技術を身に付けること。
- ② 障害に伴う身体的、心理的、社会的な影響などについての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 障害や障害を取り巻く状況について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 障害の基礎的理解

ここでは、障害の基礎的理解について、障害者関係法規、ノーマライゼーションや

リハビリテーションの考え方、国際障害者年の理念などを通して、障害の概念や障害の特性に応じた制度などの基礎について扱う。また、国際障害分類(ICIDH)から国際生活機能分類(ICF)への障害の捉え方の変遷とその意味についても具体的に扱う。

イ 生活機能障害の理解

ここでは、生活機能障害の理解について、身体障害(視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、肢体不自由、内部障害)、知的障害、精神障害、発達障害、難病等を扱い、障害の原因や関係する症状、各障害の特性などについて扱う。また、障害が及ぼす心理面への影響や家族も含めた障害受容の過程、適応機制、ライフステージなどについても扱う。

ウ 障害者の生活理解

ここでは、障害者の生活理解について、その状況を国際生活機能分類(ICF)の視点から具体的に理解するとともに、障害者個別の障害状況により生活への影響も異なること、家族への心理的支援や障害受容への支援、レスパイトケアなど家族への支援などについて扱う。また、障害者が地域で暮らしていくために、障害者の主体性を尊重しながら、地域の行政・関係機関や地域自立支援協議会などと連携して、障害者の生活を支援するサポート体制づくりについても扱うこと。

第9節 福祉情報

この科目は、福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、情報及び情報技術の知識と技術を身に付け、情報及び福祉分野の課題解決に向けて情報を適切に活用する資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、従前の「福祉情報活用」を変更し、プログラミングの内容を取り入れるとともに、福祉・介護分野における情報の活用と管理、課題解決を図る学習に関する内容を充実させるなどの改善を図った。

第1 目標

1 目標

福祉情報の見方・考え方を働かせた実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、情報及び福祉分野における情報の活用に必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 情報及び福祉分野における情報の活用について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 情報及び福祉分野における情報の活用に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 健全で持続的な社会の構築を目指して自ら学び、情報及び福祉分野における情報の活用に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、情報社会の進展に伴う情報や情報技術などについて、実践的・体験的な学習活動を通し、福祉・介護分野における情報を理解するとともに関連する技術を身に付け、福祉・介護分野に関する情報を適切に活用するために必要な資質・能力を育成することをねらいとしている。

目標の(1)については、情報機器や情報通信ネットワークに関する資質・能力を福祉分野と関連させながら体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、情報及び福祉分野に関する課題を発見し、職業人に求められる 倫理観を踏まえ、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、情報及び福祉分野における情報の適切な活用について、実践的・体験的な学習活動を通して、主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)情報社会と福祉サービス、(2)情報モラルとセキュリティ、(3)情報機器と情報通信ネットワーク、(4)福祉サービスと情報機器の活用の四つの指導項目で、 $2 \sim 4$ 単位程度履修され

ることを想定して内容を構成している。また,内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 〔指導項目〕の(3)及び(4)については、実際に情報機器や情報通信ネットワークを 活用できるよう実習を中心として扱うこと。

内容を取り扱う際には、福祉に関する各科目との関連を図って、具体的な事例により、 情報機器や情報通信ネットワークを適切に活用した実習を中心として扱うことが大切で ある。

2 内容

2 内容

1の資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 情報社会と福祉サービス
 - ア 情報社会
- イ 情報機器の利用と福祉サービス

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、具体的な事例を通して、情報社会における生活の 変化と福祉サービスにおける情報機器の役割や利用状況について扱うこと。

(1) 情報社会と福祉サービス

ここでは、科目の目標を踏まえ、情報社会における生活の変化、福祉サービスにおける情報機器の役割や利用状況について扱い、情報に関する基礎的な知識や技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 福祉サービスにおける情報機器の役割と利用状況について理解するとともに、関連 する技術を身に付けること。
- ② 福祉サービスにおける情報機器についての課題を発見し、職業人に求められる倫理 観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 情報機器や情報通信ネットワークの活用,情報の共有化及び福祉サービスの質的向上などについて自ら学び,主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報社会

ここでは、情報社会について、情報機器の役割や利用状況などについて扱い、情報 化の進展が社会や家庭生活に及ぼしている影響について具体的に理解する。なお、様々 な情報システムについては、データ通信や情報ネットワークなどの例を簡単に扱う。

イ 情報機器の利用と福祉サービス

ここでは、情報器機の利用と福祉サービスについて、情報機器が生活や産業のあらゆる分野で活用され、システム化、ソフト化、サービス化が進展していることなどについて扱い、情報機器や情報通信ネットワークなどを活用する知識と技術が不可欠であることを理解する。特に、福祉の分野においては、情報機器システムを活用することにより、情報の共有化及び福祉サービスの質的向上を図ることができることを理解する。

〔指導項目〕

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報モラル

イ 情報のセキュリティ管理

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)のアについては、情報に関する法規やマナーの意義、情報社会 において個人の果たす役割や責任などの情報モラル及び情報通信ネットワーク、情報 セキュリティを確保する方法について扱うこと。

(2) 情報モラルとセキュリティ

ここでは、科目の目標を踏まえ、情報社会における情報モラルとネットワークセキュリティ管理の重要性について扱い、情報社会に主体的に対応できる態度を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 情報モラルとセキュリティについて理解するとともに、関連する技術を身に付ける こと。
- ② 情報社会における法と個人の責任などについての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 情報モラルとセキュリティについて自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報モラル

ここでは、個人のプライバシーの侵害、著作権などの知的財産の侵害、収集した情報の管理、情報の発信者としての責任など、情報を扱う上で必要な情報モラルを理解するために、具体的な事例を扱う。

イ 情報のセキュリティ管理

ここでは、情報のセキュリティ管理によって、情報通信ネットワークを利用した組織の情報機器への侵入や情報機器の破壊行為、情報漏洩などを防止することを理解する。また、情報セキュリティを確保するための工夫について理解し、情報通信ネットワークを効果的に活用する方法について扱う。

〔指導項目〕

- (3) 情報機器と情報通信ネットワーク
 - ア 情報機器の仕組みとプログラミング
- イ 情報通信ネットワークの仕組み

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)のアについては、情報機器の基本的な構成要素とプログラミング及びソフトウェアの役割と特徴について扱うこと。イについては、情報通信ネットワークの基本的な仕組みについて扱うこと。

(3) 情報機器と情報通信ネットワーク

ここでは、科目の目標を踏まえ、情報社会の進展を踏まえ、情報活用能力をさらに高める観点から、情報機器の仕組みとプログラミング及び情報機器を用いた情報処理や情報通信ネットワークの仕組みについて扱い、各種アプリケーションソフトウェアに関する基礎的な知識や技術を習得し、課題解決に向けて活用できることをねらいとしている。このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 情報機器の基本的な機能と必要な周辺機器の仕組み、プログラミングについて理解 するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 情報機器や情報通信ネットワークについての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 情報機器や情報通信ネットワークについて自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む こと。

ア 情報機器の仕組みとプログラミング

ここでは、情報器機の仕組みとプログラミングについて、情報機器の基本的な機能について扱い、その基本的な内容と役割、情報機器の機能を充実させる主な周辺機器とその機能や仕組み、基本的なアルゴリズムやプログラムの活用について理解する。また、文書処理、表計算、画像処理、データベースなど、生徒の実態などに応じて選択したアプリケーションソフトウェアの基本的な機能や操作方法を理解し、文書作成やデータ処理、グラフ作成などの実習を取り入れる。

イ 情報通信ネットワークの仕組み

ここでは、情報通信ネットワークの仕組みについて理解し、目的に応じた情報通信 ネットワークの利用等の実習を取り入れる。

〔指導項目〕

- (4) 福祉サービスと情報機器の活用
 - ア 情報の収集,整理,分析,発信
 - イ 福祉サービスの各分野における情報機器の活用
 - ウ 情報機器を活用した高齢者・障害者の自立生活支援
 - エ 個人情報の管理

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(4)のアについては、情報機器や情報通信ネットワークを利用して情報の収集、整理、分析、発信について扱うこと。イについては、福祉サービス各分野での情報機器を活用したサービスや情報の効果的な活用法について扱うこと。ウについては、情報機器を活用した自立生活の支援方法について具体的に扱うこと。

(4) 福祉サービスと情報機器の活用

ここでは、科目の目標を踏まえ、福祉の分野における効果的な情報機器について扱い、情報通信ネットワークやデータベースなどを活用するとともに、個人情報の管理を含めた基礎的な知識や技術を習得し、福祉サービスの質を向上させることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 情報機器や情報通信ネットワークを利用した福祉サービスの各分野について理解 するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 福祉サービスの各分野における情報機器や情報通信ネットワークについての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 福祉サービスの各分野における情報機器や情報通信ネットワークの活用について 自ら学び、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報の収集,整理,分析,発信

ここでは、適切なアプリケーションソフトウェアを活用した情報の収集・整理・分析・発信についての基礎的な知識と技術を扱い、インターネットなどの情報通信ネットワークや情報機器を利用して情報の収集、整理、分析、発信などの実習を取り入れる。

イ 福祉サービスの各分野における情報機器の活用

ここでは、サービス利用者に関する個人情報の管理、個別支援計画の作成・保存、 福祉関連施設の設置や利用状況に関するデータベース、ボランティア活動に関するネットワークなどの福祉サービスに関する具体的な事例を扱い、情報の収集、整理、分析、発信などの実習を取り入れる。

ウ 情報機器を活用した高齢者・障害者の自立生活支援

ここでは、情報通信ネットワークを利用した在宅勤務、地域支援システムなどの 事例を扱い、情報機器を効果的に利用することにより、高齢者や障害者の社会参加の 機会が拡大し、多様で継続的な交流の展開が可能となり、自立生活の支援に役立つと ともに、福祉サービスの質の向上につながることを理解する。

エ 個人情報の管理

ここでは、福祉分野に携わる者として、情報機器やネットワークでのサービス利用 者のプライバシーを保護することの重要性について扱い、個人情報のセキュリティ管 理の効果的な方法について理解する。

第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項

学習指導要領では、第3章の第8節福祉の第3款に各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いについて示している。各学校において具体的な指導目標、指導内容及び指導方法などを定めた指導計画を作成する際には、これらの事項に十分配慮する必要がある。

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、福祉の見方・考え方を働かせ、生活に関する事象を捉え、専門的な知識や技術などを基に実際の福祉に対する理解を深めるとともに、新たな社会福祉の創造や発展に向けて実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、福祉科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、福祉科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」

の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教 科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・ 探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげるこ とが重要である。

福祉科においては、「福祉の見方・考え方」を働かせ、基礎的な内容からより専門的な内容へと理解を深められるよう系統的・体系的に理解するとともに、科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの実践的・体験的な学習活動を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすることが重要である。

「主体的な学び」については、例えば、現代社会における福祉課題を発見し、その課題の背景や原因を整理して仮説を立て、仮説の妥当性を科学的な根拠に基づき検討したり、全体を振り返って改善策を考えたりしているか、得られた知識及び技術を基に、次の課題を発見したり、新たな視点で社会福祉を把握したりしているかなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

「対話的な学び」については、例えば、福祉課題について調査・検証するときに、福祉に関する他の科目で学んだ知識と技術を活用して考察した考えを、生徒同士が科学的な根拠に基づく議論・対話する場面を通して、自分の考えをより質を高めるなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

「深い学び」については、例えば、「福祉の見方・考え方」を働かせて課題解決を図る過程を通し、福祉科で育成を目指す資質・能力を身に付けているか、関係する知識と技術の統合がなされているか、科学的な概念を形成しているか、そして新たな社会福祉の創造や発展に向けて活用されているかなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ、福祉科で育成を目指す資質・能力及びその評価 の観点との関係も十分に考慮し、指導計画等を作成することが必要である。

2 原則履修科目

(2) 福祉に関する各学科においては、「社会福祉基礎」及び「介護総合演習」を原則として全ての生徒に履修させること。

福祉に関する学科における原則履修科目は、従前と同様、福祉に関する学習の基礎的科目である「社会福祉基礎」と福祉に関する各科目で習得した知識と技術の深化・統合化を ねらいとする科目である「介護総合演習」の2科目としている。

「社会福祉基礎」は、教科「福祉」における基礎的・基本的な内容で構成され、より専門的な学習への動機付けや卒業後の進路についての生徒の意識を高めることを目的として設けられた科目である。また、「介護総合演習」は、福祉に関する学習の上に、生徒が自ら設定した課題を主体的に探求して解決する学習を通して、知識と技術の深化、統合化を図るとともに、自ら課題を発見して解決する能力や生涯にわたって自発的、創造的に学習に取り組む態度を育てることをねらいとした科目である。

なお,科目の性格やねらいなどからみて,「社会福祉基礎」は低学年で,「介護総合演習」

は「介護実習」の指導とあわせて履修させることが望ましい。

3 実験・実習に配当する授業時数の確保

(3) 福祉に関する各学科においては、原則として福祉科に属する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。

高等学校における職業教育においては、実験・実習等の学習を重視しており、高等学校 学習指導要領総則において、職業教育を主とする専門学科の教育課程の編成における配慮 すべき事項の一つとして、職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する 授業時数を十分確保することとしている。

福祉に関する各学科においては、少子高齢化の進展や福祉ニーズの多様化などに対応し、 創造性や問題解決の能力の高い人材育成を目指して、実験・実習を充実させることが必要 である。

実験・実習を重視することにより、社会福祉に関する知識や技術を確実に身に付けることができるとともに、学習に対する適切な動機付けが可能となり、学習意欲を向上させることができる。また、既に学んだ知識や技術を活用して主体的・創造的に課題を解決することにより、創造性を育み、実践的な技術を身に付け、社会福祉関連の職業に従事する者として求められる望ましい勤労観や職業観の育成が期待できる。

4 プライバシー保護

(4) 「介護実習」や「介護総合演習」における現場実習及び具体的な事例の研究や介護計画作成に際しては、プライバシーの保護に十分留意すること。

介護実習及び具体的な事例の研究や介護計画作成においては、サービス利用者の人間としての尊厳の保持、自己実現の尊重などに基づく人間理解を基本とし、プライバシーの保護については十分留意させるとともに、関係機関の協力が得られるよう配慮する。なお、事例研究においては、対象となるサービス利用者の理解と同意を得た上で、サービス利用者個人が特定されないように配慮するとともに個人情報についての守秘義務の重要性についても留意する。

5 地域や産業界等との連携・交流

(5) 地域や福祉施設,産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

福祉科の教育のより一層の改善・充実を図っていく上では、地域や福祉施設、産業界とのパートナーシップを確立していくことがきわめて重要である。

福祉施設等において、実際的な知識や技術・技能に触れることのできる就業体験活動は、 学校での学習と職業との関係についての理解が促進され、生徒自身が職業適性や将来設計 について考える機会ともなる。介護福祉士養成施設としての指定を受けた学科等において は、「介護実習」で長期間の現場実習を行うことになるが、指定を受けていない学科等においても、福祉施設等における実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるよう 配慮する必要がある。

また,生徒が福祉における各分野の最新の知識や技術を身に付けたり,望ましい勤労観・職業観を育成するために,福祉に関する各分野の第一線で活躍する職業人等を学校に招き,学校における教育活動に協力してもらうことは有意義なことである。各学校においては,特別非常勤講師制度等を活用して,社会人を講師として積極的に活用するなどの工夫が考えられる。

さらに、地域や福祉施設、産業界等との連携・交流関係を確立するためには、学校の教育力を地域に還元する努力も重要であり、各学校の施設・設備などを地域に開放し、地域の福祉力を高める講座や学習活動、生徒の学習成果として身に付けた専門性を生かしたボランティア活動などを推進することなども考えられる。

6 障害のある生徒などへの指導上の配慮

(6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、 児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、 小・中学校における特別支援学級、特別支援学校において、児童生徒の十分な学びを確保 し、一人一人の児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させて いく必要がある。

高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある生徒などの指導に当たっては、個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際,福祉科の目標や内容の趣旨,学習活動のねらいを踏まえ,学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに,生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば, 福祉科における配慮として, 次のようなものが考えられる。

学習に集中したり、持続したりすることが困難な場合には、学習への意欲を喚起するよ

うに学習環境を整理・整頓することや学習のルールや手順を視覚的に明示するなど教材・ 教具を活用すること、こまめに努力を認める声かけをすること、スモールステップによる 学習、ペアやグループでの学び合い等学習方法を工夫することなどが考えられる。その際、 具体的に簡単な言い方で伝えること、おだやかに話しかけること、否定的な言葉を避ける こと、苦手なことよりも得意なことを認め、集団の中で当該生徒が生かされていると実感 し、自信がもてるような工夫をするなどの配慮を行う。

また、同時に複数の事項に注意を向けることが困難な場合には、優先順位が分かるように事項を減らしたり、活動の区切りを設けたり、指示事項や留意すべき点を示したカードを用いたりすることなどが考えられる。

実験・実習の全体像を俯瞰できないなど学習活動への参加が困難な場合には、学習の見通しをもてるようにするため、前もってそれらの手順や方法を視覚的に明示したり、全体の流れの中で今どこを学習しているかを示したりすることなどの配慮を行う。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を 記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要で ある。

第2節 内容の取扱いに当たっての配慮事項

1 言語活動の充実

(1) 福祉に関する課題について、協働して分析、考察、討論を行い、よりよい社会の構築を目指して解決するなどの学習活動を通して、言語活動の充実を図ること。

今回の改訂においても, 言語に関する能力の育成を重視し, 各教科等において言語活動を充実することとしている。

福祉科で言語活動の充実を図るため、「介護総合演習」をはじめ福祉に関する各科目において、福祉に関する課題を設定し、協働して分析、考察、討論を行うことにより、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指すことが可能となる。

特に、介護実習後の実習報告会、あるいは生徒の状態に応じて、個人またはグループで 課題を設定して実施する調査、研究、実験等のレポート作成、成果発表会など言語活動の 充実を一層重視することが必要である。

2 コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用

(2) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫すること。

今回の改訂においても、急速な情報化の進展に対応し、総則において、各教科・科目の 指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク などの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実 することを示している。

「福祉情報」をはじめ福祉に関する各科目においても、福祉・介護の情報化の進展に対応して、記録や介護計画の作成、福祉情報の収集などにコンピュータや情報通信ネットワークなどを活用したり、さらに障害者や高齢者の自立支援にも大きな役割を果たしていることなどに配慮することが必要である。

学校における各科目の指導に当たっては、生徒の情報能力の育成に努めるとともに、指導の工夫を図り、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

第3節 実験・実習の実施に当たっての配慮事項

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、福祉用具や介護ロボットなどの取扱いには十分な注意を払わせ、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

福祉に関する各学科においては、介護実習施設における実習や福祉機器を活用した実験・実習が行われることから、関連する法規等に基づき、施設・設備や薬品等の安全管理と学習環境の整備に十分留意することが必要である。

特に、入浴機器や移動用リフトなどの福祉機器の操作、体位変換や移乗・移動・食事などの学習時における生徒の安全と衛生に十分配慮することが必要である。また、介護実習における事故防止や感染予防など保健衛生に関して事前指導を徹底するとともに、事故発生時や災害時の危機管理体制などについて対策を講じておく必要がある。

第4節 総則に関する事項

1 道徳教育との関連(総則第1款2(2)の2段目)

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動 全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目(以下「各 教科・科目」という。)、総合的な探究の時間及び特別活動(以下「各教科・科目等」と いう。)のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

高等学校における道徳教育については、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動 全体を通じて生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができ るよう、適切な指導を行うことが求められている。

このため、各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述があり、 福祉科との関連をみると、特に次のような点を指摘することができる。

福祉科の目標においては、「職業人に求められる倫理観」を掲げており、これらを中核的な指導の場面において重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

今回の改訂において、福祉科の目標に「福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。」ことを示し、職業人に求められる倫理観の育成の重要性をより強調している。あわせて、「社会福祉基礎」において、職業人に求められる倫理観を扱うこととしている。

各学校においては、道徳教育の充実が今回の改訂においても重視されていることを踏まえ、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師の連携協力のもと、年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める必要がある。

2 専門教科・科目の標準単位数 (総則第2款3(1)ウ)

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科 (専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。)において開設される各教科・科目及び 設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びそ の単位数について適切に定めるものとする。

専門教科・科目については、従前から、地域の実態や学科の特色等に応じるため、その標準単位数の決定を設置者に委ねており、今回の改訂においても同様の扱いとしている。したがって、これらの各教科・科目について、設置者がその標準単位数を定め、その標準単位数を標準として各学校が具体的な単位数を定めることになる。各設置者においては、当該地域の実態や管内の学校の実態等に留意し、適切な標準単位数を定めることが必要である。

福祉科に属する科目については、設置者は、地域の実態や設置する学科の特色等に応じて、本解説第2章を参考にして標準単位数を定めることになる。各学校においては、設置者の定める標準単位数を踏まえ、学科の特色や生徒の実態などに応じて、適切に科目を選定し、履修単位数を定めることが必要である。

3 学校設定科目(総則第2款3(1)エ)

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、イ及びウの表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目(以下「学校設定科目」という。)を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとされているが、その際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること、及び科目の内容の構成については関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

福祉科に属する科目については、福祉に関する各分野に対応して、通常履修される教育 内容などを想定して、9科目が示されている。しかしながら、社会福祉の発展や地域福祉 の進展、地域の実態等に対応し、新しい分野の教育を積極的に展開する必要がある場合な ど、学校設定科目を設けることにより、特色ある教育課程を編成することができる。

4 専門学科における各教科・科目の履修(総則第2款3(2)イ)

(1) 専門教科・科目の最低必修単位数

(ア) 専門学科においては、専門教科・科目((1)のウの表に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。) について、全ての生徒に履修させる単位数は、25 単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は、従前と同様に25単位以上とし、生徒の多様な実態に応じた弾力的な教育課程の編成を可能にしている。なお、25単位を下らないこととしているので、専門教育の深化のため、あるいは職業資格の取得要件等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、最低必修単位数の25単位を超えて履修することができるよう配慮する必要がある。

学習指導要領では、従前と同様に、専門教科・科目について、第1章総則第2款3(1)ウの表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目であることを明確にしている。すなわち、学習指導要領に示されている専門教科・科目及びその教科に属する学校設定科目はもとより、専門教育の一環として設けられる学校設定教科及び当該教科に関する科目についても、専門教科・科目に含ま

れることとなる。

専門教科・科目以外の教科・科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置については、従前と同様、専門教科・科目の履修単位数を確保する観点から特例として規定している。

(2) 専門教科・科目による必履修科目の代替

(イ) 専門教科・科目の履修によって、アの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、必履修教科・科目の単位数の一部を減じ、その分の単位数について専門教科・科目の履修で代替させる場合と、必履修教科・科目の単位数の全部について専門教科・科目の履修で代替させる場合とがある。

実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要である。この調整が適切に行われることにより、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。

福祉に関する学科においては、例えば、「福祉情報」の履修により「情報 I 」の履修に代替することなどが考えられる。なお、全部代替する場合、「福祉情報」の履修単位数は2単位以上必要である。

なお,これらの例示についても,機械的に代替が認められるものではない。代替する場合には,各学校には説明責任が求められる。

(3) 職業学科における総合的な探究の時間の特例

(ウ) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。)の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。

福祉に関する学科においては、「介護総合演習」が原則履修科目とされている。

この科目では、福祉の各分野に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・統合化を図り、福祉・介護に関する課題の解決に取り組むことができるようにすることとしており、総合的な探究の時間の

目標と、「介護総合演習」の目標が軌を一にする場合も想定される。そのため、総合的な探究の時間の履修をもって、「介護総合演習」の履修の一部又は全部に替えることができるとするとともに、「介護総合演習」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。

ただし、相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「介護総合演習」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替する場合には、「介護総合演習」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できることが必要であり、自動的に代替が認められるものではない。

例えば、「介護総合演習」において総合的な探究の時間の目標から見ても満足できる成果が期待できるような場合とは、「介護演習」、「事例研究」や「調査、研究、実験」においては、将来の進路希望や興味・関心等に基づき、調査や研究を行う、「産業現場等における実習」においては、自己の適性を発見し、将来の職業の選択に役立てる実習を行う、「職業資格の取得」においては、将来の進路を踏まえて職業資格に関して探究するなど、総合的な探究の時間の目標である「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資す学習活動を行う場合が考えられる。

また,総合的な探究の時間の履修によって「介護総合演習」の履修に代替する場合には, 「介護総合演習」の目標に示す資質・能力を育成することに資する学習活動を行う場合が 考えられる。

なお、総合的な探究の時間の履修によって、「介護総合演習」の科目の履修に替えた場合には、「介護総合演習」の科目の履修そのものは行っていないことから、この場合の総合的な探究の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必修単位数(第1章総則第 2款の3(2)の7(7))に含めることはできないことについては、十分に留意する必要がある。

5 職業教育を主とする専門学科における配慮事項(総則第2款3(7)ウ)

- (1) 実験・実習に配当する授業時数の確保
- (ア) 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分確保 するようにすること。

(ア)は、職業科目における実験・実習の重視について示したものである。また、商業を除く職業学科においては、各教科の各科目にわたる指導計画の作成について、原則として総授業時数の 10 分の5以上を実験・実習に配当することが明記されていることにも配慮すべきである。

職業教育は、各教科・科目の履修を通して一般的教養を身に付けることにとどまらず、 実験・実習という実際的・体験的な学習を一層重視し、実践力を体得することに特色があると言える。

実験・実習には、体験を通して知識の習得に役立て、技能を習熟させるという側面がある。福祉に関する学科においても、これまでの実験・実習では、基礎的・基本的事項の習

得という立場から、このねらいを一貫して重視してきた。

しかしながら、産業の各分野における急速な技術革新の進展や産業構造・就業構造の変化等に適切に対応するためには、基礎的・基本的事項を確実に習得することに加えて、実際に問題を解決する体験の機会をできる限り拡充していくことにより、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことが必要である。このため、実験・実習のもう一つの側面である生徒の自発的・創造的な学習態度の育成を一層重視していく必要がある。特に、主体的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図ることは重要であり、実際的・体験的な学習である実験・実習の一層の充実が求められる。

実験・実習の授業時数の確保に当たっては、いわゆる座学と実験・実習との調和と関連性、基礎的・基本的事項と発展的・応用的事項との関連、特に新技術等新たな内容の習得について配慮する必要がある。

(2) 生徒の実態に応じた配慮

(イ) 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

(イ)に示されている,生徒の各教科・科目の履修を容易にするための配慮事項は,従前と同じであり,①各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択すること,②その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱うこと,③主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすことが示されている。①は職業科目の選択,②は職業科目の内容の取扱い,③は指導方法の工夫についての配慮事項である。

今回の改訂では、福祉科においては科目内容の見直しを図っているが、これらの科目を網羅的に履修させるのではなく、生徒の実態等に応じて適切に選択して履修させることが大切である。そのため、特に $1\sim2$ 単位程度の科目を多く履修させることは避けなければならない。また、内容や教材については一層精選し、十分時間をかけて理解させるようにしなければならない。更に、生徒の理解、習得を容易にするため、いわゆる座学による説明にとどめず、できるだけ実験・実習を通して体験的に学ばせる機会を多くすることに努める必要がある。

6 職業に関する各教科・科目についての配慮事項(総則第2款3(7)エ)

(1) 就業体験活動による実習の代替

(ア) 職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要すること。

就業体験活動を推進する観点から、特に、職業科目については、現場実習を含め就業体験活動を積極的に取り入れることとし、就業体験活動をもって実習に替えることができることを示したものである。なお、この場合の就業体験活動は、関係する科目の指導計画に適切に位置付けて行う必要がある。

福祉科に属する科目における就業体験活動は、生徒が実際の福祉実践の場を体験することによる学習意欲の喚起、主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成、異世代とのコミュニケーション能力の向上などその教育上の意義が大きいものである。

そのため、従来から「介護実習」や各科目の実習の一部として、産業現場等における実習が行われてきている。これらの実践等を踏まえ、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導も必要である。また、就業体験活動を通じて実社会や職業と関わりをもち、高い職業意識、勤労観・職業観、規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることに配慮することが必要である。

(2) 定時制及び通信制の課程における実務等による職業に関する各教科・科目の履修の一部代替

(ウ) 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、 現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業(家事を含む。)に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

この規定は、定時制及び通信制の課程において、職に就き現にその各教科・科目と密接な関係を有する生徒の実務等の体験を評価し、職業科目の履修の一部に代替できることを 定めたものである。

生徒の校外における実務等を職業に関する各教科・科目の履修の一部として評価するためには、次のような要件が満たされる必要がある。

- ① 職業科目が教育課程に位置付けられていること
- ② 職業科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事していること
- ③ 生徒の職業等における実務等が、その各教科・科目の一部を履修したと同様の成果 があると認められること

福祉科に属する科目においても、上記の要件が満たされる場合には、生徒の職業における実務経験を科目の履修の一部に替えることができる。

代替の方法としては、生徒一人一人の職場における実務等の体験に応ずるよう、職業科目を網羅した教育課程を編成した上で、校外における実務等をそれらの各教科・科目の増加単位として評価すること、あるいは学校における履修の一部を免除することなどが考え

られるが、全ての生徒の職業に対応した職業科目を網羅することは実際上困難な場合が多い。したがって、各学校において学校や生徒の実態に応じて教育課程の編成等が工夫されなければならないが、一般的には、生徒の職業に対応した共通的な職業科目をできるだけ設けて、実務等の評価を行う方法が考えられる。

生徒の職場における実務等と密接な関係を有する職業科目を履修している場合や,特定の企業等から比較的多数の生徒が通学し,職場における職種が一,二に限定され,実務等の経験が共通である場合などについては,生徒の職場における実務等を履修の一部に替えることが比較的容易である。

なお、実務の内容、執務の状況等の把握については、生徒からのレポート、その各教科・ 科目の担任による職場訪問、雇用主からの報告等によることになると考えられる。